別冊

平成２７年度
八王子市包括外部監査の結果報告書

資料

平成２７年１１月

八王子市包括外部監査人

弁護士　伊　藤　俊　克

資料目録

１の１～３　高尾台緑地の占拠箇所等資料
２の１　元本郷町三丁目４４０番４の土地付近の公図
の２　同土地付近の旧公図
の３　同土地付近の国有財産特定図面（拡大）
の４　同土地付近の道路・水路現況調査委託の調査図
の５　元本郷町三丁目の国有財産一覧表
３の１　絹ケ丘二丁目（旧打越町猿丸）７４９番１５の旧土地台帳
の２　同土地付近の公図
の３　同土地付近のマイラー公図
の４　同土地付近の旧公図
の５　同土地付近の国有財産特定図面（合体）
の６　絹ケ丘二丁目の国有財産一覧表
の７　平成元年３月２７日の道路法により認定されていた路線一括廃止のうち絹ケ丘二丁目の路線廃止図
の８　平成元年３月２７日の旧道路法により認定されていた路線一括廃止のうち絹ケ丘二丁目の路線廃止図
４の１、２　市役所保管の切地図
５　国有財産譲与契約書
６～１１　道路・水路現況調査委託の調査図
１２　絹ケ丘二丁目（旧打越町猿丸）７４９番１５の土地付近の国有財産特定図面と道路・水路現況調査委託の調査図（合体）
１３　チラシ
１４　取得時効事務取扱要領（別紙様式は省略）
１５　法定外公共物の譲与契約の取扱いについて（別紙様式は省略）

案内図

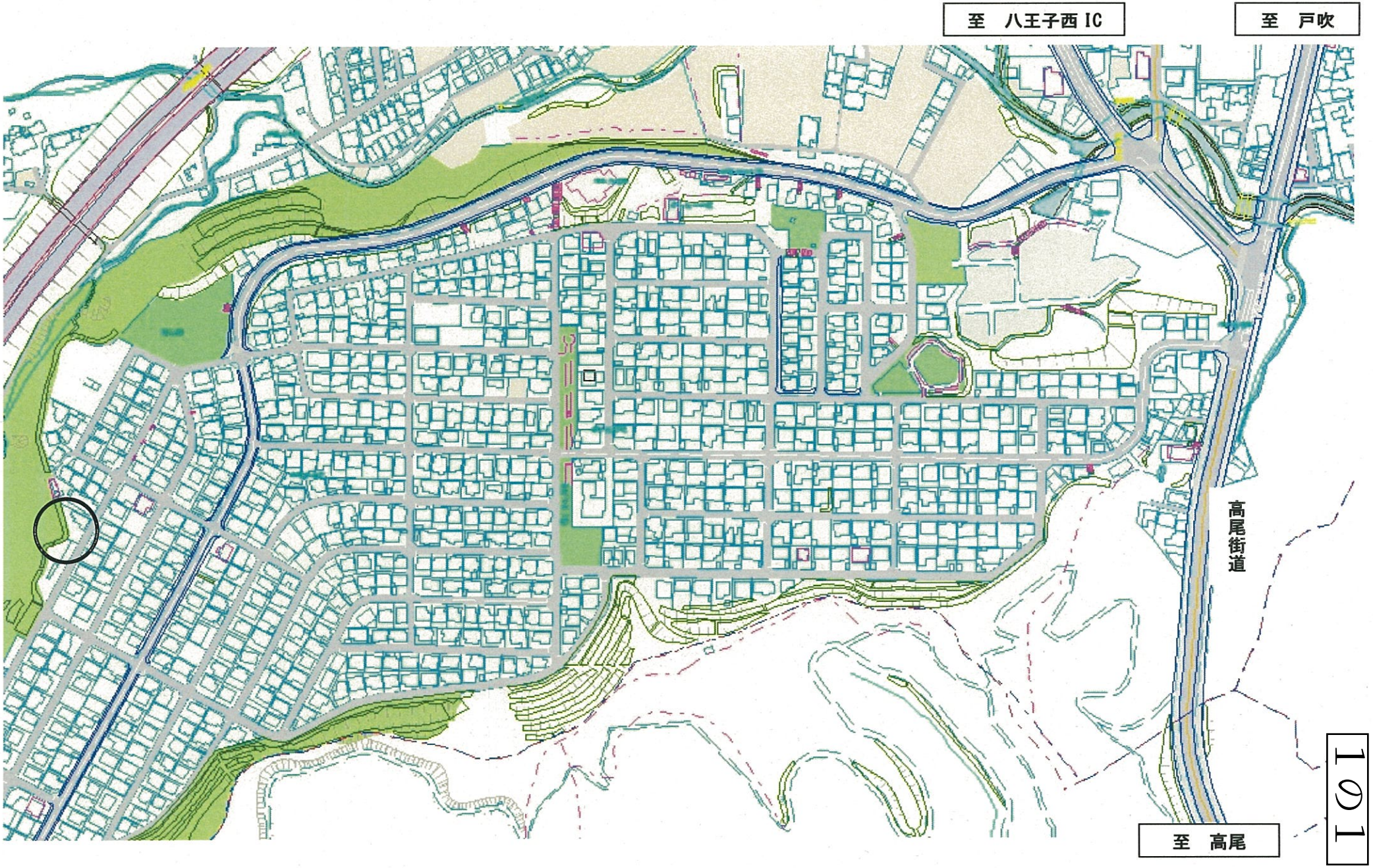

1の1

2750-1115
2750-1114
2750-1112
2750-1111
2750-1110
2750-1109
2750-1108
2750-1216
2750-1174
2750-1175
2750-1176
2750-1177
2750-791
2750-790
2750-789
2750-146

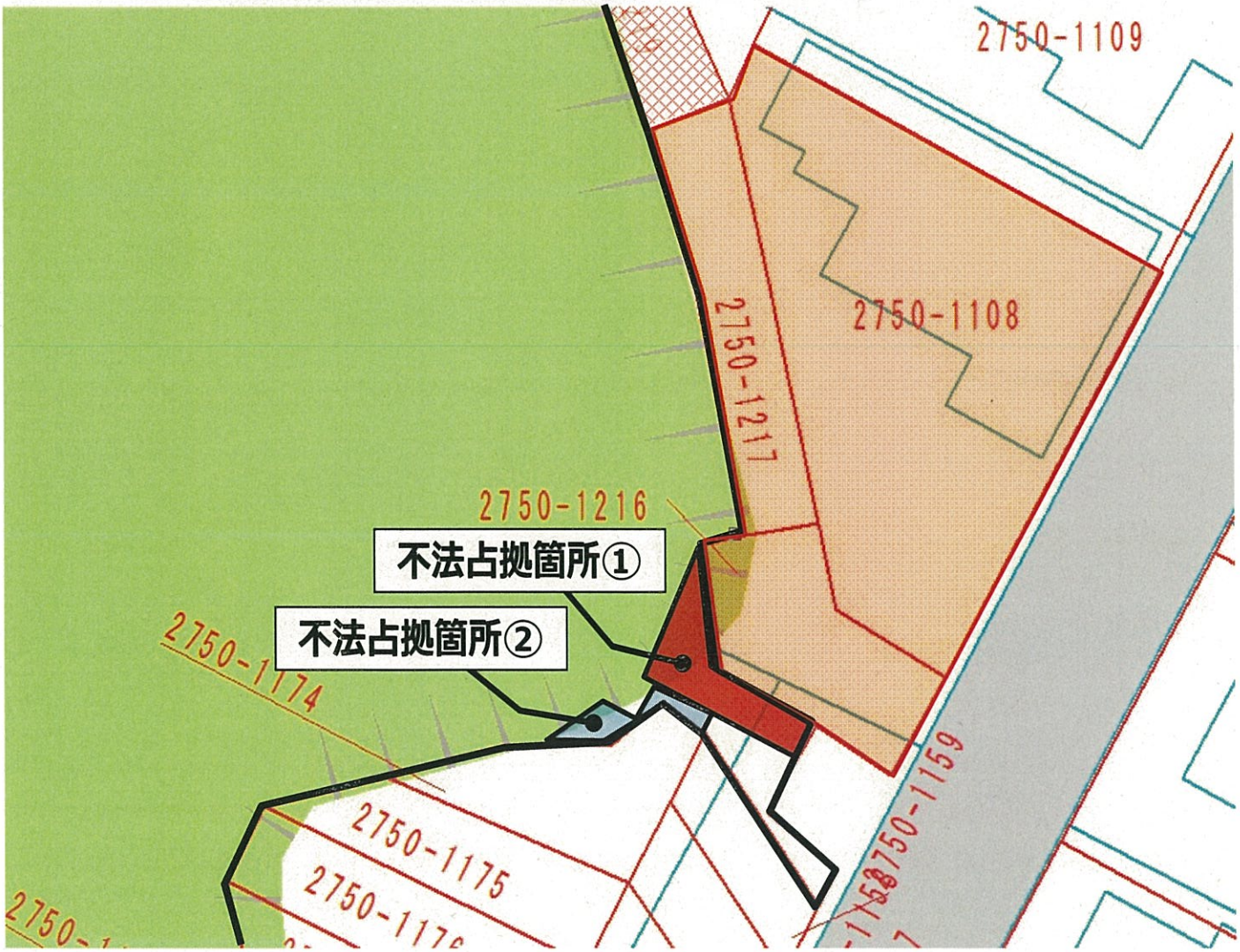
2750-1109
2750-1108
2750-1217
2750-1216
不法占拠箇所①
不法占拠箇所②
2750-1174
2750-1175
2750-1176
2750-1159

1の3

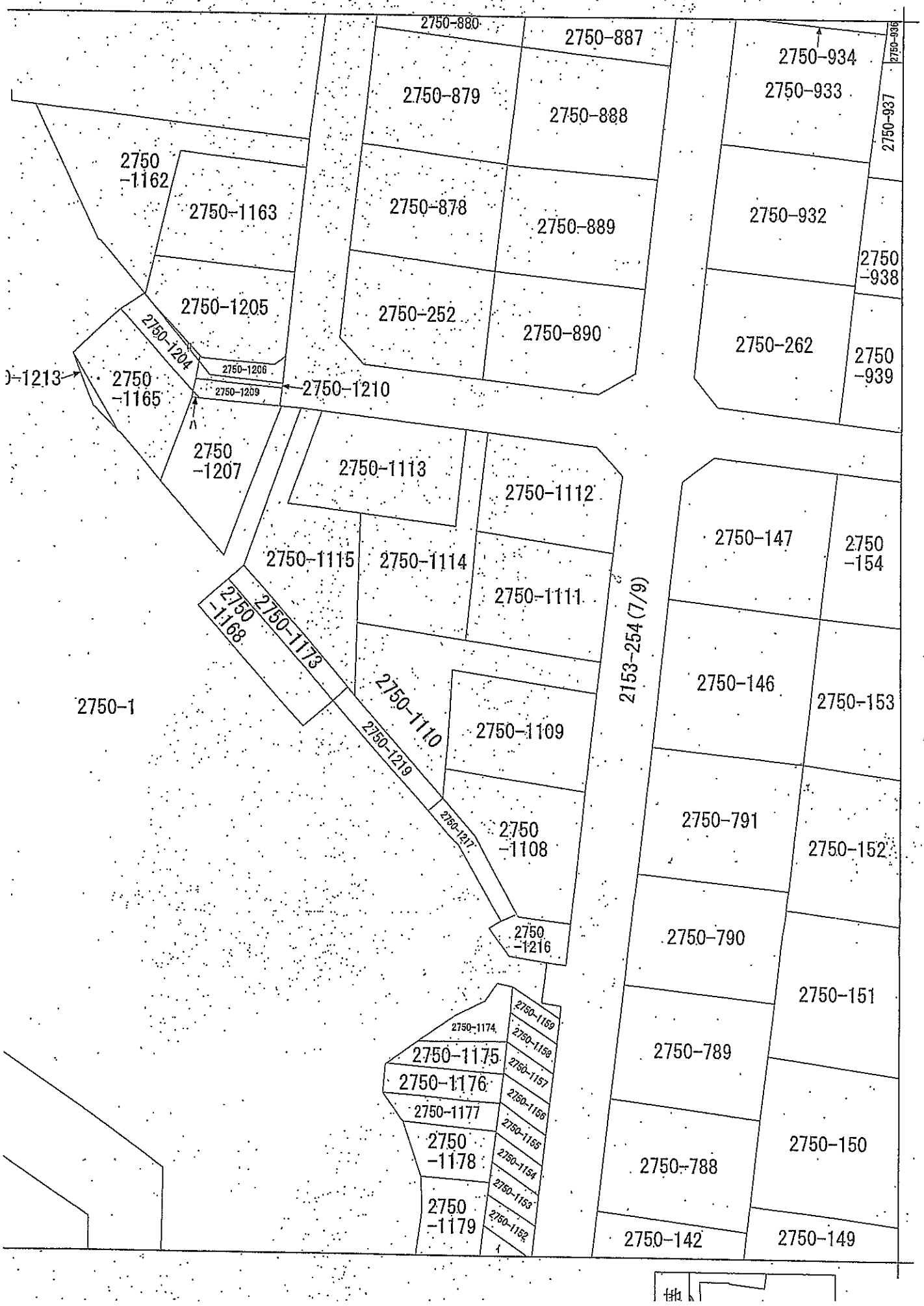
2750-880
2750-887
2750-934
2750-936
2750-933
2750-879
2750-888
2750-937
2750-1162
2750-1163
2750-878
2750-889
2750-932
2750-938
2750-1205
2750-252
2750-890
2750-262
2750-939
2750-1204
2750-1206
2750-1209
2750-1210
2750-1213
2750-1165
2750-1207
2750-1113
2750-1112
2750-147
2750-154
2750-1115
2750-1114
2750-1111
2750-1168
2750-1173
2153-254 (7/9)
2750-146
2750-153
2750-1
2750-1110
2750-1109
2750-1219
2750-1217
2750-1108
2750-791
2750-152
2750-1216
2750-790
2750-151
2750-1174
2750-1159
2750-1158
2750-1175
2750-1157
2750-1176
2750-1156
2750-1177
2750-1155
2750-1178
2750-1154
2750-1153
2750-1179
2750-1152
2750-789
2750-150
2750-788
2750-142
2750-149

ホ　427-9
ヘ　438-4

2の1

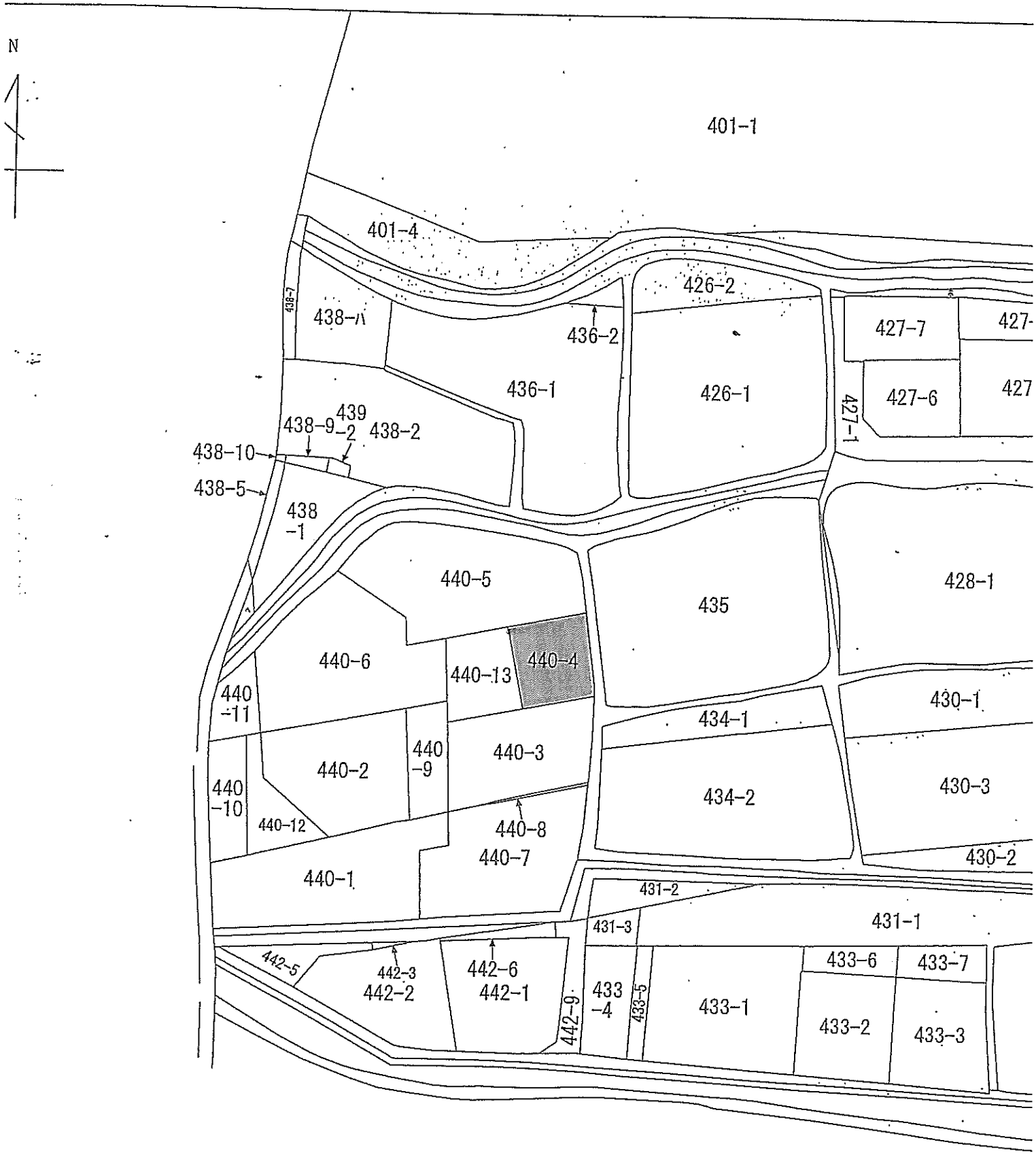

図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備えられていない場合…

423-5
423-2
423-1
423-6
423-3
440-1
元本郷町3丁目

203

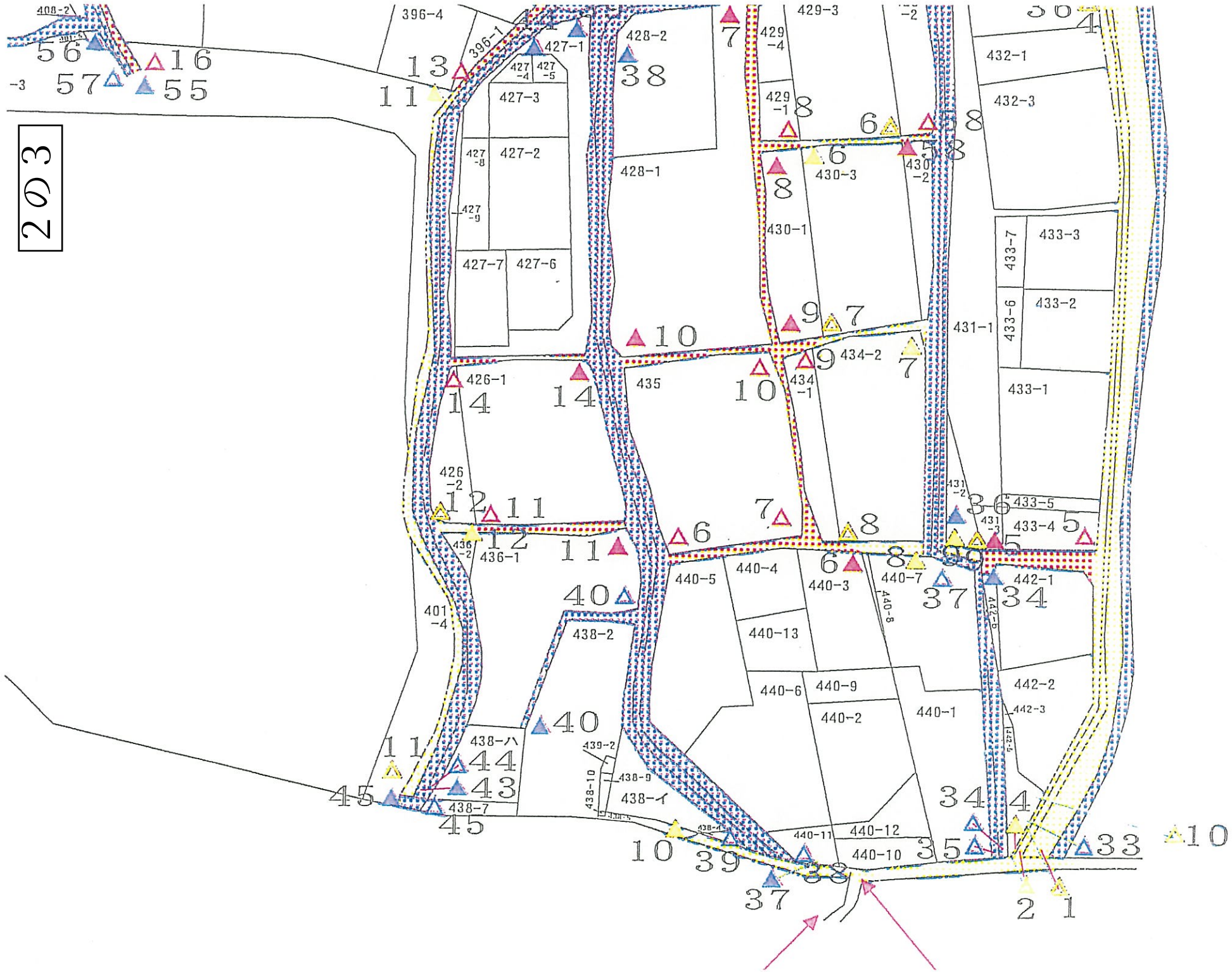
396-4
396-1
427-1
427-4
427-5
427-3
427-2
427-8
427-9
427-7
427-6
428-2
428-1
429-4
429-3
429-1
430-3
430-2
430-1
432-1
432-3
433-7
433-3
433-6
433-2
431-1
433-1
433-5
433-4
431-2
431-3
434-2
434-1
435
426-1
426-2
436-2
436-1
401-4
440-5
440-4
440-3
440-7
440-8
440-13
440-6
440-9
440-2
440-1
440-11
440-12
440-10
442-1
442-5
442-2
442-3
438-2
438-ハ
438-7
438-10
439-2
438-9
438-イ
438-4

タクシーのりば
八王子市役所
八王子市役所
八王子市役所
00803-1
ナシ1
ナシ4
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ2
ナシ2
ナシ2
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ1
ナシ3
ナシ1
ナシ1
市役所入口
元本郷公園東
元本郷公園東
市役所入口
市役所入口
S=1/921

国有財産一覧表
法定外＜水路・里道＞

八王子市

図面番号	種別	特定番号	町名	所在地						種類	備考	
				起点	枝番		終点	枝番		(現況)	公図上	所有者
00801-7	法定外	28	元本郷町1丁目	302	1	先	302	2	先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	29	元本郷町1丁目	302	1	先	328	3	先	水路		
00801-7	法定外	30	元本郷町1丁目	320	40	先	328	3	先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	31	元本郷町1丁目	299	1	先	301		先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	32	元本郷町1丁目	300		先	301		先	水路		
00801-7	法定外	33	元本郷町1丁目	300		先	301		先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	34	元本郷町1丁目	305	1	先	293	2	先	水路		
00801-7	法定外	35	元本郷町1丁目	293	2	先	305	1	先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	36	元本郷町1丁目	342	1	先	312	13	先	里道		
00801-7	法定外	37	元本郷町1丁目	326	2	先	320	41	先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	38	元本郷町1丁目	328	2	先	320	41	先	水路		
00801-7	法定外	39	元本郷町1丁目	328	2	先	320	41	先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	41	元本郷町1丁目	320	49	先	320	49	先	里道		
00801-7	法定外	42	元本郷町1丁目	301		先	300		先	里道		
00801-7	法定外	43	元本郷町1丁目	340	2	先	345	2	先	水路	畦畔	
00801-7	法定外	44	元本郷町1丁目	342	3	先	345	1	先	里道		
00803-1	法定外	5	元本郷町3丁目	433	4	先	431	3	先	里道		
00803-1	法定外	6	元本郷町3丁目	435		先	440	3	先	里道		
00803-1	法定外	7	元本郷町3丁目	435		先	428	1	先	里道		
00803-1	法定外	8	元本郷町3丁目	429	1	先	430	1	先	里道		
00803-1	法定外	9	元本郷町3丁目	434	1	先	430	1	先	里道		
00803-1	法定外	10	元本郷町3丁目	435		先	428	1	先	里道		
00803-1	法定外	11	元本郷町3丁目	426	1	先	436	1	先	里道		
00803-1	法定外	13	元本郷町3丁目	396	1	先	365	2	先	里道		
00803-1	法定外	14	元本郷町3丁目	426	2	先	426	1	先	里道		
00803-1	法定外	15	元本郷町3丁目	395	10	先	395	1	先	里道		
00803-1	法定外	16	元本郷町3丁目	401	3	先	395	7	先	里道		
00803-1	法定外	17	元本郷町3丁目	374		先	373		先	里道		

国有財産一覧表

法定外＜水路・里道＞　　八王子市

図面番号	種別	特定番号	町名	所在地						種類	備考	
				起点	枝番		終点	枝番		(現況)	公図上	所有者
00803-1	法定外	18	元本郷町3丁目	387		先	374		先	里道		
00803-1	法定外	19	元本郷町3丁目	387		先	388		先	里道		
00803-1	法定外	21	元本郷町3丁目	397	2	先	398	10	先	里道		
00803-1	法定外	22	元本郷町3丁目	385	1	先	381	4	先	里道		
00803-1	法定外	24	元本郷町3丁目	376		先	375		先	里道		
00803-1	法定外	25	元本郷町3丁目	376		先	375		先	里道		
00803-1	法定外	26	元本郷町3丁目	378		先	386		先	里道		
00803-1	法定外	27	元本郷町3丁目	377	1	先	379	2	先	里道		
00803-1	法定外	28	元本郷町3丁目	379	1	先	378		先	里道		
00803-1	法定外	29	元本郷町3丁目	381	2	先	382	2	先	里道		
00803-1	法定外	30	元本郷町3丁目	397	2	先	382	4	先	里道		
00803-1	法定外	31	元本郷町3丁目	386		先	376		先	里道		
00803-1	法定外	32	元本郷町3丁目	388		先	380	1	先	里道	畦畔	
00803-1	法定外	33	元本郷町3丁目	442	5	先	365	4	先	水路		
00803-1	法定外	34	元本郷町3丁目	440	1	先	442	6	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	35	元本郷町3丁目	440	1	先	392	9	先	水路		
00803-1	法定外	36	元本郷町3丁目	432	2	先	431	2	先	水路		
00803-1	法定外	37	元本郷町3丁目	440	7	先	440	11	先	水路		
00803-1	法定外	38	元本郷町3丁目	440	11	先	428	2	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	39	元本郷町3丁目	438	4	先	427	1	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	40	元本郷町3丁目	436	1	先	438	2	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	41	元本郷町3丁目	392	6	先	365	3	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	42	元本郷町3丁目	365	2	先	394	5	先	水路		
00803-1	法定外	43	元本郷町3丁目	432	2	先	438	ハ	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	44	元本郷町3丁目	438	ハ	先	427	1	先	水路		
00803-1	法定外	45	元本郷町3丁目	438	7	先	401	4	先	水路		
00803-1	法定外	46	元本郷町3丁目	397	3	先	365	2	先	水路		
00803-1	法定外	47	元本郷町3丁目	401	3	先	401	3	先	水路	畦畔	

国有財産一覧表

法定外＜水路・里道＞　　八王子市

図面番号	種別	特定番号	町名	所在地						種類	備考	
				起点	枝番		終点	枝番		(現況)	公図上	所有者
00803-1	法定外	48	元本郷町3丁目	401	3	先	401	3	先	水路		
00803-1	法定外	49	元本郷町3丁目	397	3	先	397	2	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	52	元本郷町3丁目	400	5	先	398	1	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	53	元本郷町3丁目	388		先	380	2	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	54	元本郷町3丁目	365	2	先	499	16	先	水路		
00803-1	法定外	55	元本郷町3丁目	401	3	先	401	3	先	水路		
00803-1	法定外	56	元本郷町3丁目	408	1	先	401	5	先	水路	畦畔	
00803-1	法定外	57	元本郷町3丁目	401	3	先	401	3	先	水路		
00803-1	法定外	58	元本郷町3丁目	429	2	先	430	2	先	里道		
00803-1	法定外	59	元本郷町3丁目	381	5	先	383	1	先	里道		
00803-1	法定外	60	元本郷町3丁目	382	6	先	384	3	先	里道		
00803-1	法定外	61	元本郷町3丁目	499	10	先	384	3	先	里道		
00803-1	法定外	62	元本郷町3丁目	385	4	先	400	8	先	里道		
00804-1	法定外	4	元本郷町4丁目	43	22	先	43	22	先	水路		
00804-1	法定外	5	元本郷町4丁目	44	3	先	44	8	先	水路		
00804-1	法定外	6	元本郷町4丁目	44	7	先	44	7	先	水路		
00804-1	法定外	7	元本郷町4丁目	44	1	先	44	8	先	水路		
00804-1	法定外	8	元本郷町4丁目	43	22	先	43	22	先	水路		
00804-2	法定外	3	元本郷町4丁目	454	1	先	483	3	先	里道		
00804-2	法定外	4	元本郷町4丁目	486	7	先	486	7	先	里道		
00804-2	法定外	10	元本郷町4丁目	468	3	先	460	1	先	水路		
00804-2	法定外	12	元本郷町4丁目	483	3	先	483	2	先	水路	畦畔	
00804-2	法定外	13	元本郷町4丁目	460	1	先	460	1	先	水路		
00804-2	法定外	18	元本郷町4丁目	457	2	先	458		先	水路		
00804-2	法定外	19	元本郷町4丁目	457	2	先	459	2	先	水路		
00804-2	法定外	20	元本郷町4丁目	458		先	458		先	水路	畦畔	
00804-2	法定外	21	元本郷町4丁目	459	1	先	459	1	先	水路		
00804-2	法定外	22	元本郷町4丁目	480	2	先	459	2	先	水路	畦畔	

3の1

八王子市

土地台帳（宅地税用帳）

字	地目	地番	地積	等級	登記年月日	事故	所有権・質権・地上権 主住所	所有権・質権・地上権 主氏名
猿丸	宅地	一四九	一五	二級	昭和 年 月 日		甲斐前橋	
					昭和 年 月 日			
					昭和三四年十月一日	宗右		
					昭和 年 月 日			
					昭和 年 月 日			
					昭和 年 月 日			
					昭和 年 月 日			
					昭和 年 月 日			
					昭和 年 月 日			

地目	反別	地積	内歩	外歩	名称	名称	沿革
宅地	六〇〇						昭和23年8月12日
	五四〇						
	六〇〇						
	三三						

土地台帳

東京財務局

3の2

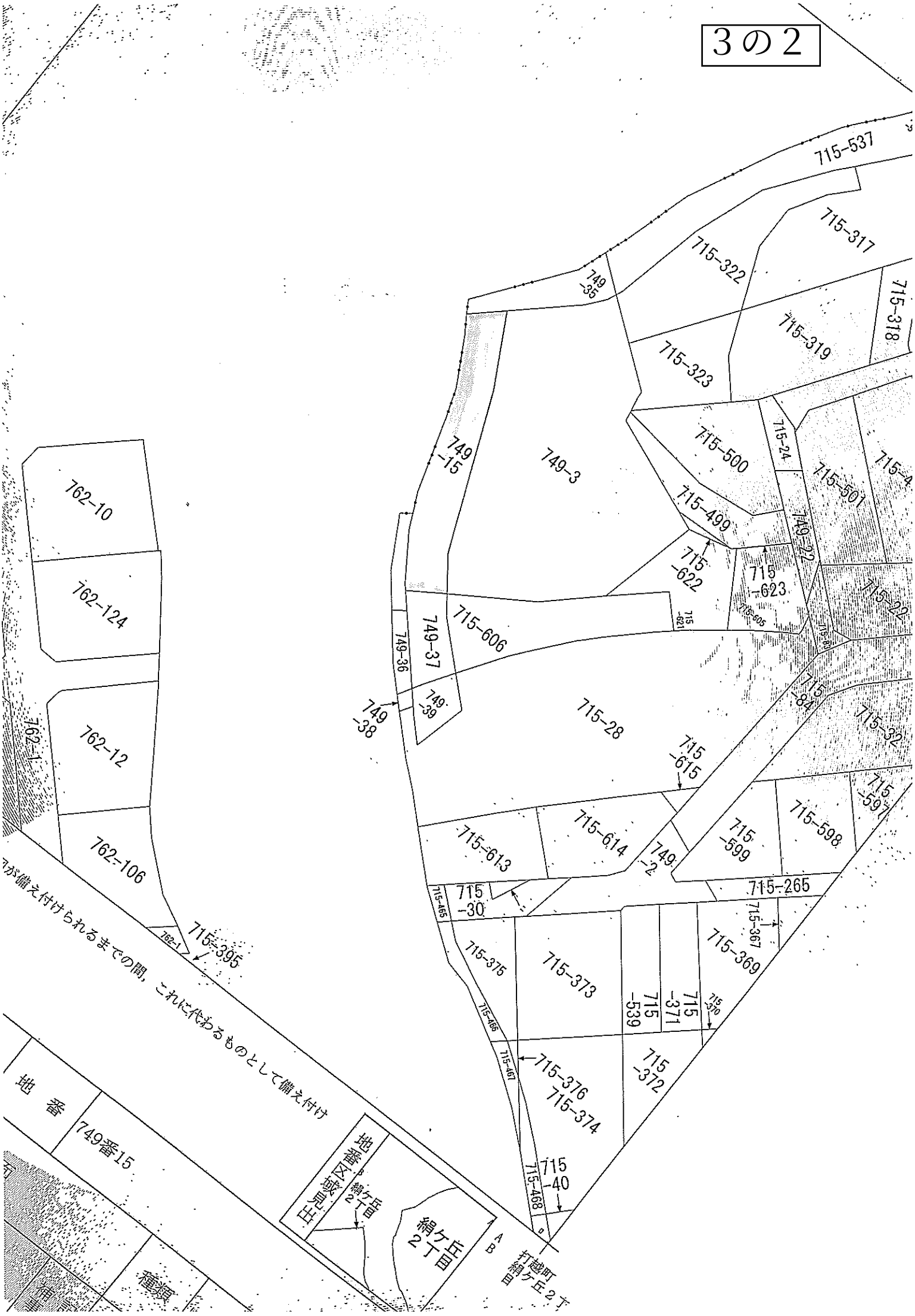

が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付け

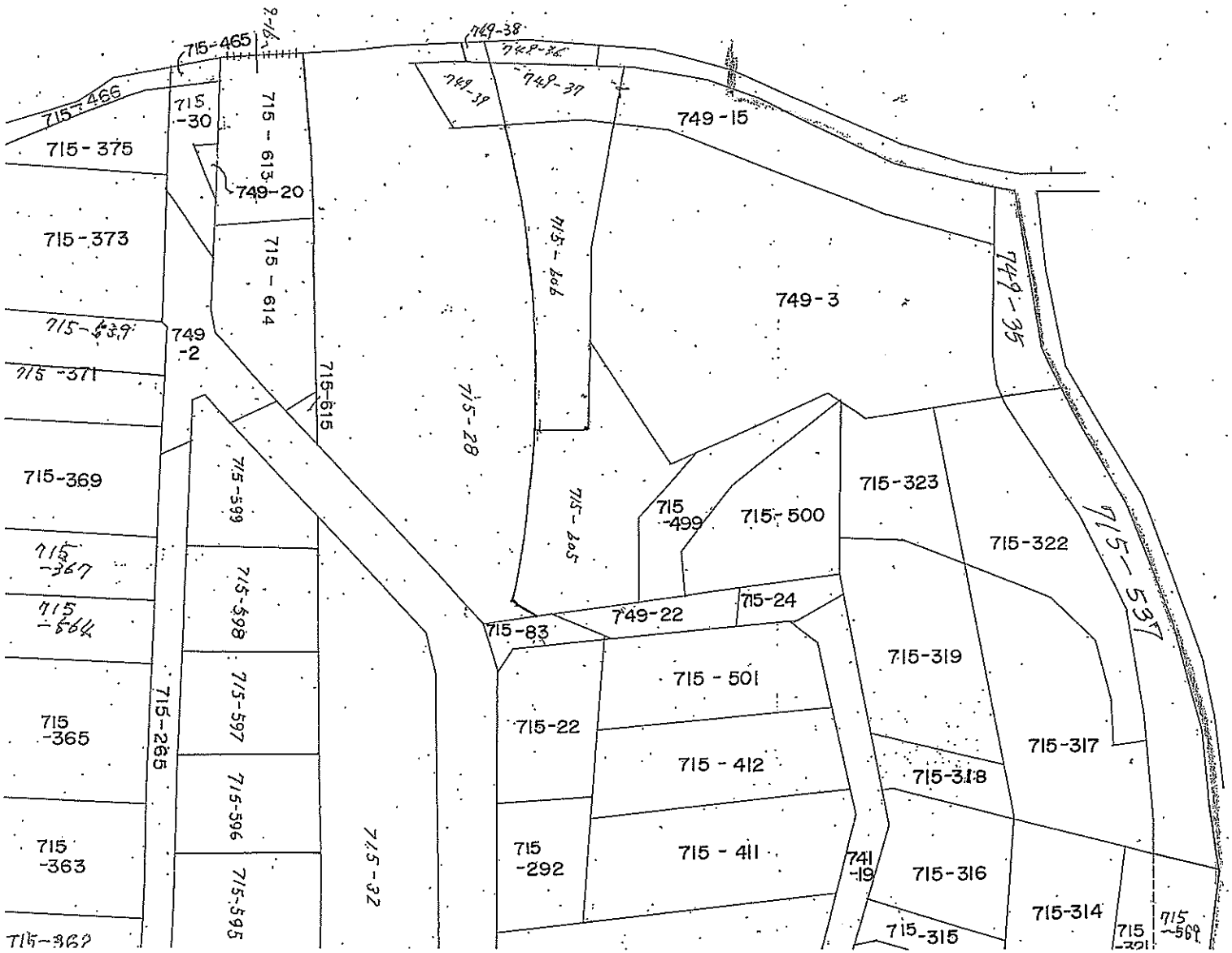
715-465
715-466
715-375
715-30
715-613
749-20
715-373
715-614
715-639
749-2
715-371
715-615
715-369
715-599
715-367
715-664
715-598
715-597
715-365
715-265
715-596
715-363
715-595
715-362
715-32
715-28
715-606
715-605
749-38
749-36
749-39
749-37
749-15
749-3
749-35
715-537
715-323
715-322
715-499
715-500
749-22
715-24
715-83
715-319
715-501
715-22
715-412
715-317
715-318
715-292
715-411
741-19
715-316
715-314
715-315
715-569

打出町

303

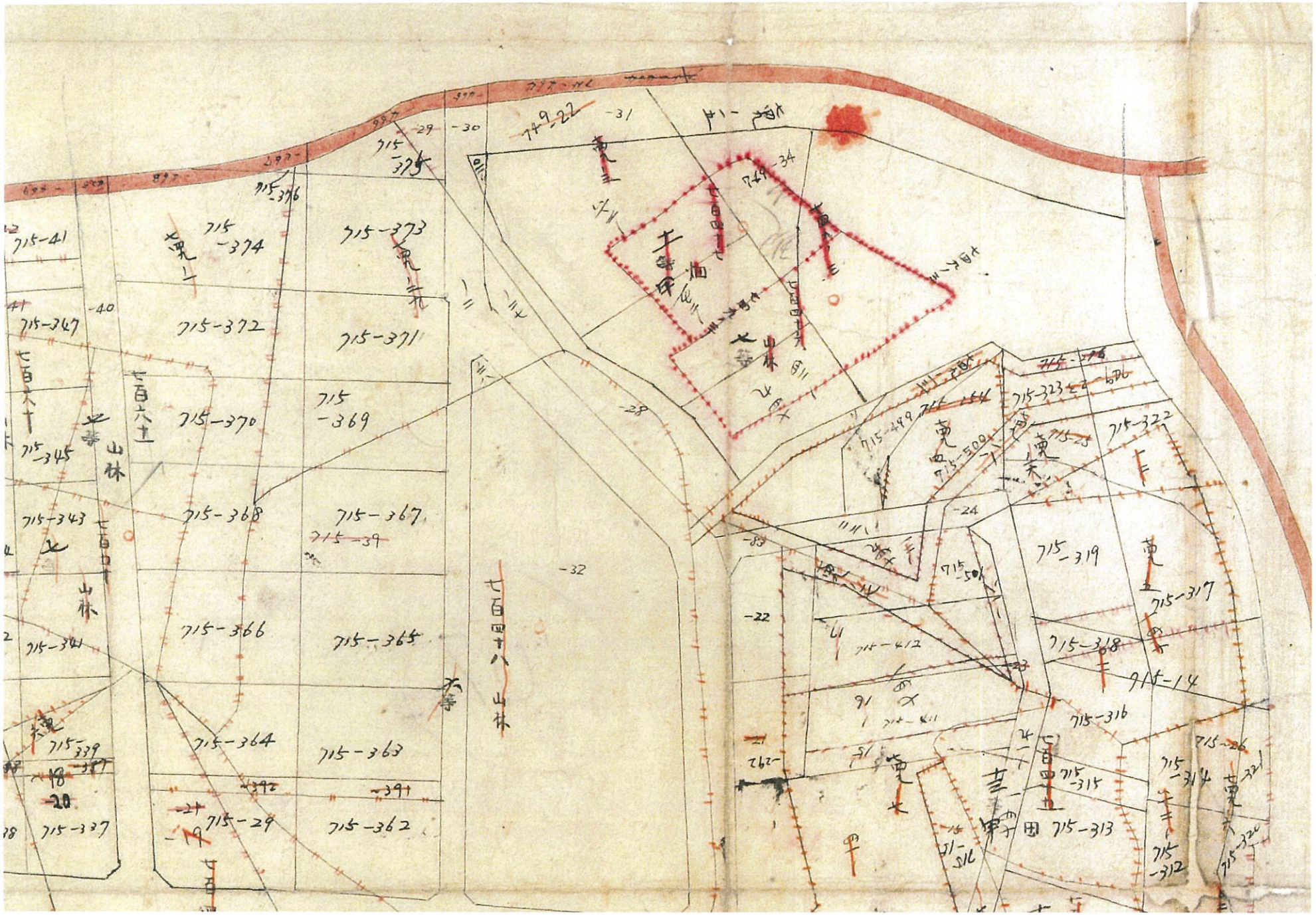
715-41
715-347
715-345
715-343
715-341
715-339
715-337
715-374
715-373
715-372
715-371
715-370
715-369
715-368
715-367
715-366
715-365
715-364
715-363
715-362
715-29
715-376
715-375
715-319
715-317
715-318
715-316
715-314
715-313
715-312
七百六十
七百六十一
七百六十二
七百六十三
七百六十四
七百六十五
七百六十六
七百六十八
山林
畑
田
東
西
南
北

304

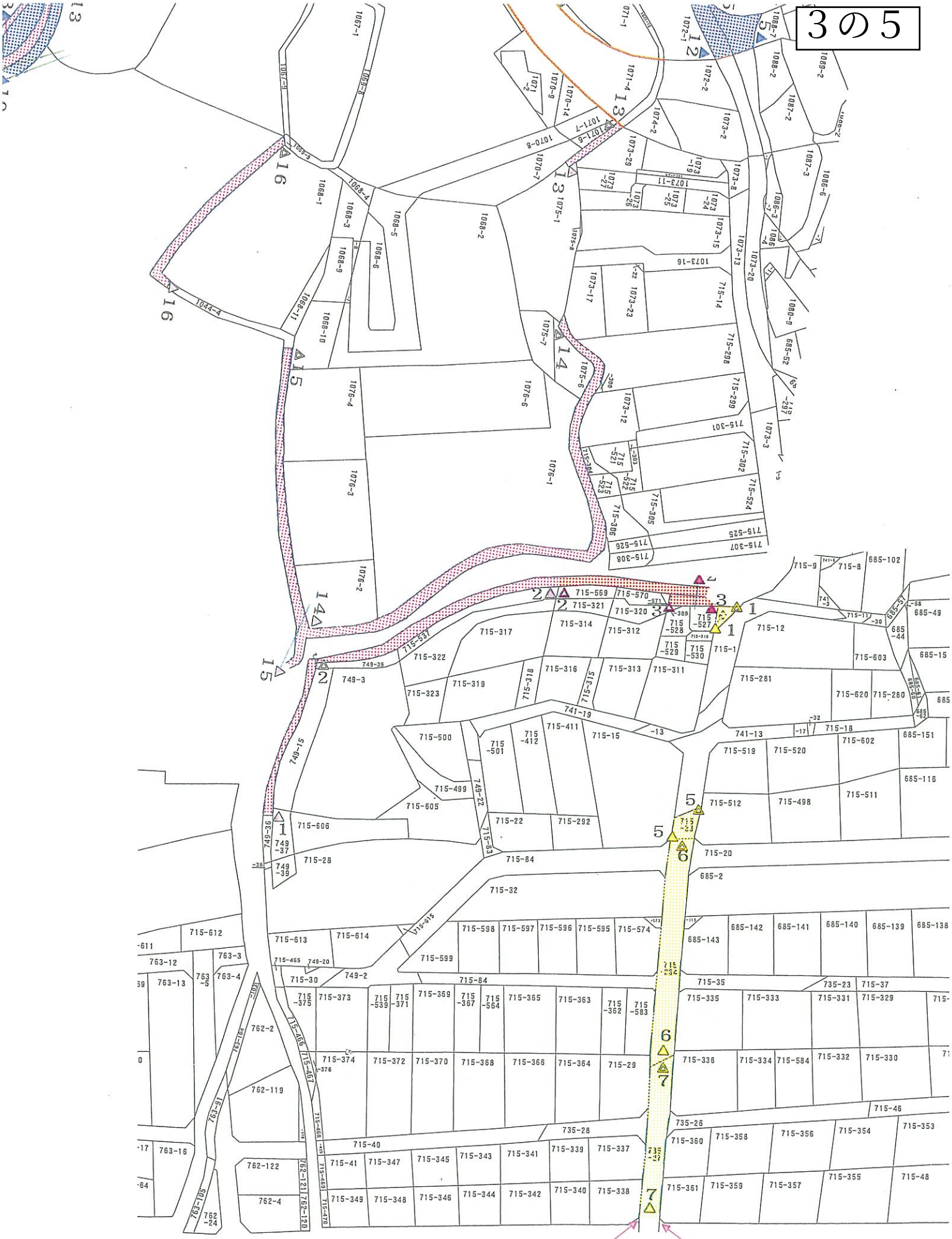

55502-2に着色

国有財産一覧表

廃道敷（道路法94条）　　八王子市

図面番号	種別	特定番号	町名	所在地 起点	枝番		終点	枝番		種類（現況）	備考 公図上	所有者
55501-2	廃道敷	2	絹ヶ丘1丁目	948	146	先	948	147	先	廃道敷		
55501-2	廃道敷	3	絹ヶ丘1丁目	981	59	先	981	59	先	廃道敷		
55501-2	廃道敷	4	絹ヶ丘1丁目	948	184	先	977	13	先	廃道敷		
55501-4	廃道敷	1	絹ヶ丘1丁目	683	20	先	683	24	先	廃道敷		
55501-4	廃道敷	2	絹ヶ丘1丁目	987	169	先	987	233	先	廃道敷		
55501-5	廃道敷	1	絹ヶ丘1丁目	1657	203	先	1657	51	先	廃道敷		
55501-5	廃道敷	2	絹ヶ丘1丁目	1657	4	先	1657	228	先	廃道敷		
55501-5	廃道敷	3	絹ヶ丘1丁目	1657	45	先	1657	159	先	廃道敷		
55501-5	廃道敷	4	絹ヶ丘1丁目	987	189	先	987	171	先	廃道敷		
55501-5	廃道敷	5	絹ヶ丘1丁目	987	1	先	987	232	先	廃道敷		
55501-5	廃道敷	6	絹ヶ丘1丁目	987	1	先	994	15	先	廃道敷		
55501-5	廃道敷	8	絹ヶ丘1丁目	987	189	先	987	171	先	廃道敷		
55502-1	廃道敷	1	絹ヶ丘2丁目	749	35	先	749	37	先	廃道敷		
55502-1	廃道敷	2	絹ヶ丘2丁目	749	35	先	715	537	先	廃道敷		
55502-1	廃道敷	3	絹ヶ丘2丁目	684	2	先	685	12	先	廃道敷		
55502-1	廃道敷	4	絹ヶ丘2丁目	683	50	先	685	132	先	廃道敷		
55503-1	廃道敷	1	絹ヶ丘3丁目	1954	1	先	1956	2	先	廃道敷		
55503-1	廃道敷	2	絹ヶ丘3丁目	511	8	先	510	1	先	廃道敷		
55503-1	廃道敷	3	絹ヶ丘3丁目	510	1	先	510	2	先	廃道敷		
55503-1	廃道敷	4	絹ヶ丘3丁目	508	2					廃道敷		建設省
55503-1	廃道敷	6	絹ヶ丘3丁目	1956	191	先	1956	233	先	廃道敷		
55503-2	廃道敷	2	絹ヶ丘3丁目	513	5	先	513	49	先	廃道敷		
55503-2	廃道敷	3	絹ヶ丘3丁目	513	2	先	514	1	先	廃道敷		
55503-2	廃道敷	4	絹ヶ丘3丁目	513	62	先	514	1	先	廃道敷		
55503-2	廃道敷	5	絹ヶ丘3丁目	513	24	先	516	1	先	廃道敷		
55503-2	廃道敷	6	絹ヶ丘3丁目	520	4	先	513	19	先	廃道敷		
55503-3	廃道敷	1	絹ヶ丘3丁目	1657	1	先	1657	1	先	廃道敷		

廃道敷認定年月日　大正9年4月1日
廃道敷廃止年月日　平成元年3月27日

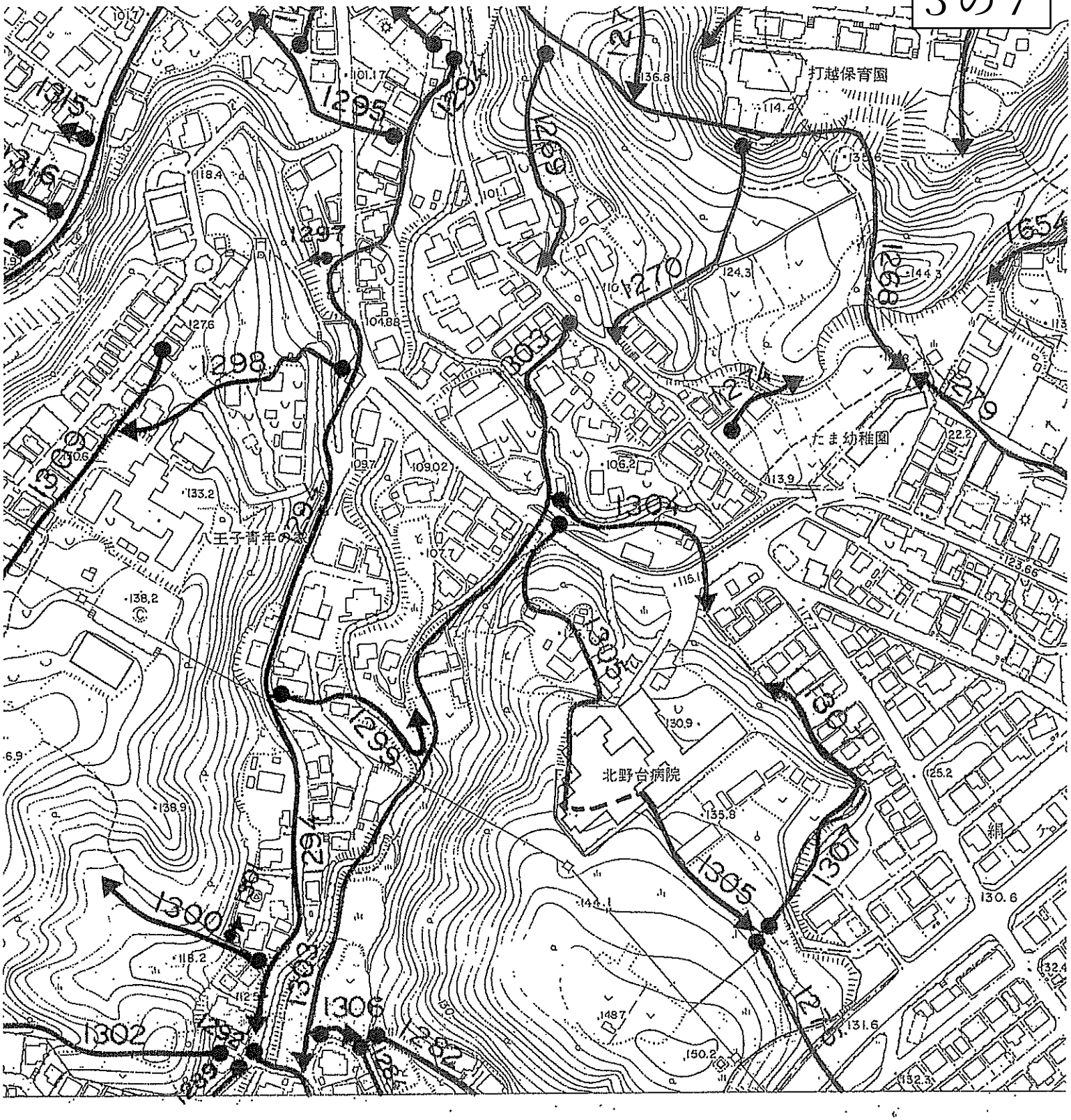

1:5,000

0 100 200 300 400

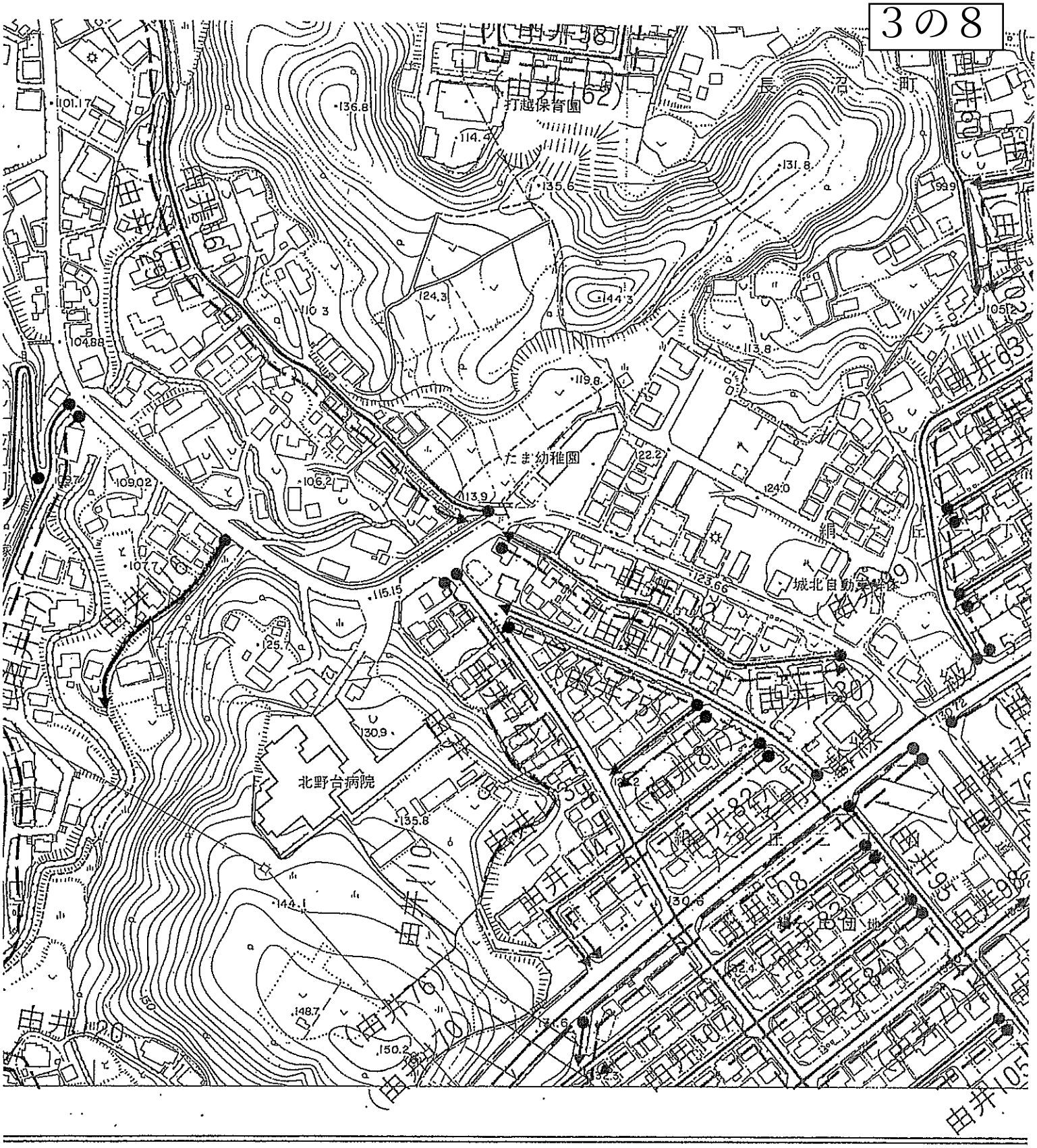

1:5,000

200 300 400 500m

この地図は建
承認（昭48.
作成した測量
測量標及び測
正したもので
（承認番号）

この地図は、
得て、東京都
地形図を使用
ある
（承認番号）62

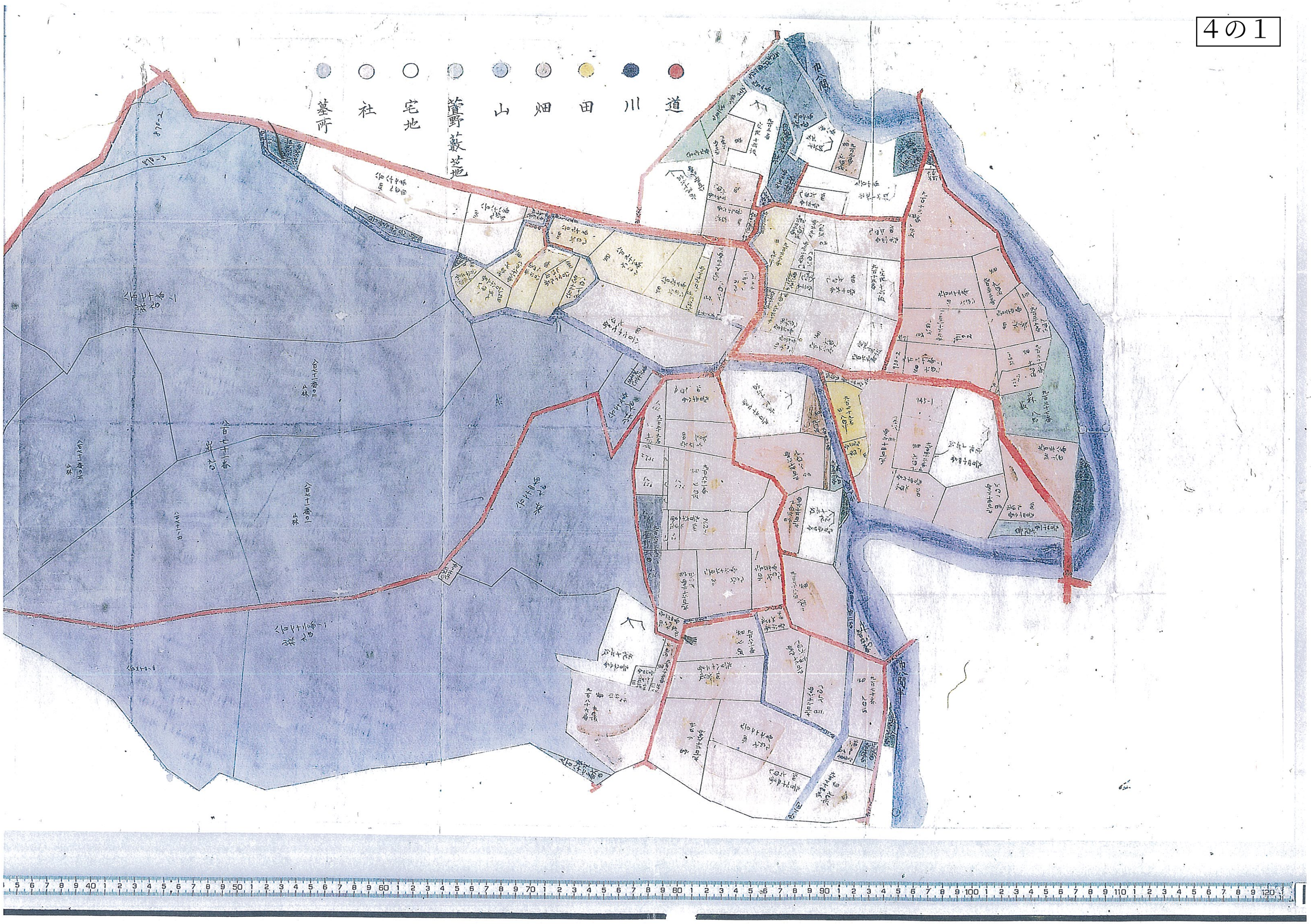
墓所
社
宅地
萱野藪地
山
畑
田
川
道

4の2

100 ~ 10300

関財立統2契第627号

国有財産譲与契約書

譲与人国（以下「甲」という。）と譲受人八王子市（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の譲与契約を締結する。

（信義誠実の義務）
第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（譲与の根拠）
第２条　甲は、国有財産特別措置法（昭和２７年法律第２１９号）第５条第１項第５号の規定に基づき、次条に定める物件を乙に譲与する。

（譲与物件）
第３条　譲与物件は、平成１４年３月　４日付国有財産譲与申請書添付の国有財産一覧表のとおり。

（所有権の移転及び譲与物件の引渡し）
第４条　譲与物件の所有権は、本契約を締結したときに乙に移転する。
２　甲は、前項の規定により譲与物件の所有権が乙に移転したときに引き渡す。

（かし担保）
第５条　乙は、本契約締結後、譲与物件にかくれたかしのあることを発見しても、損害賠償の請求をすることができない。

（契約の費用）
第６条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）
第７条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ、決定する。

（裁判管轄）
第８条　本契約に関する訴えの管轄は、関東財務局東京財務事務所所在地を管轄地域とする東京地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１４年４月　１日

譲与人　国　分任契約担当官
関東財務局東京財務事務所立川出張所長　徳永昌
印

譲受人　東京都八王子市元本郷町三丁目２４番１号
八王子市
八王子市長　黒須隆一

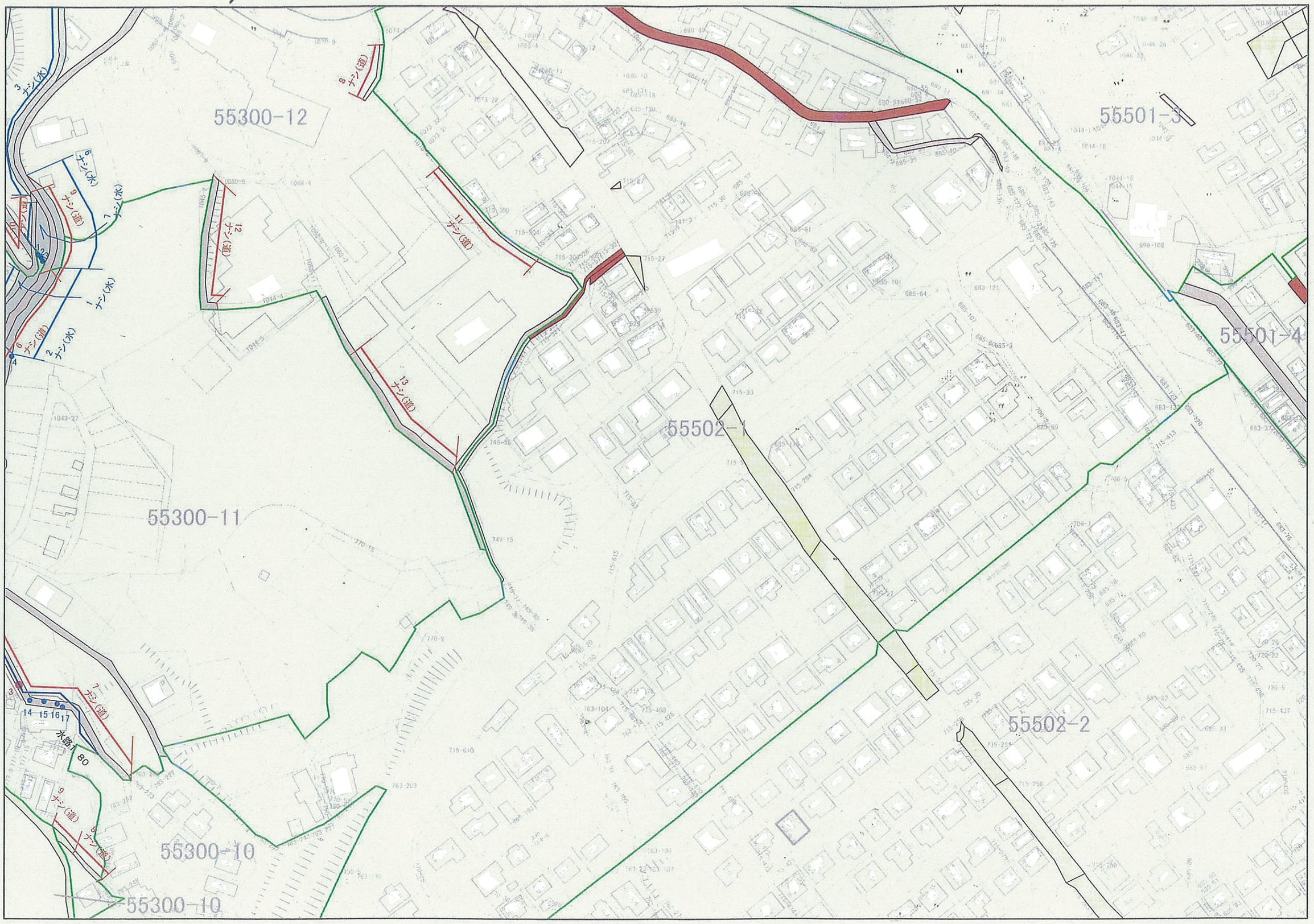
55300-12
55501-3
55501-4
55502-1
55300-11
55502-2
55300-10
55300-10
水路1
80
1 ナシ(水)
2 ナシ(水)
3 ナシ(水)
4 ナシ(水)
5 ナシ(水)
6 ナシ(道)
7 ナシ(道)
8 ナシ(道)
9 ナシ(道)
11 ナシ(道)
12 ナシ(道)
13 ナシ(道)
14
15
16
17

H−081

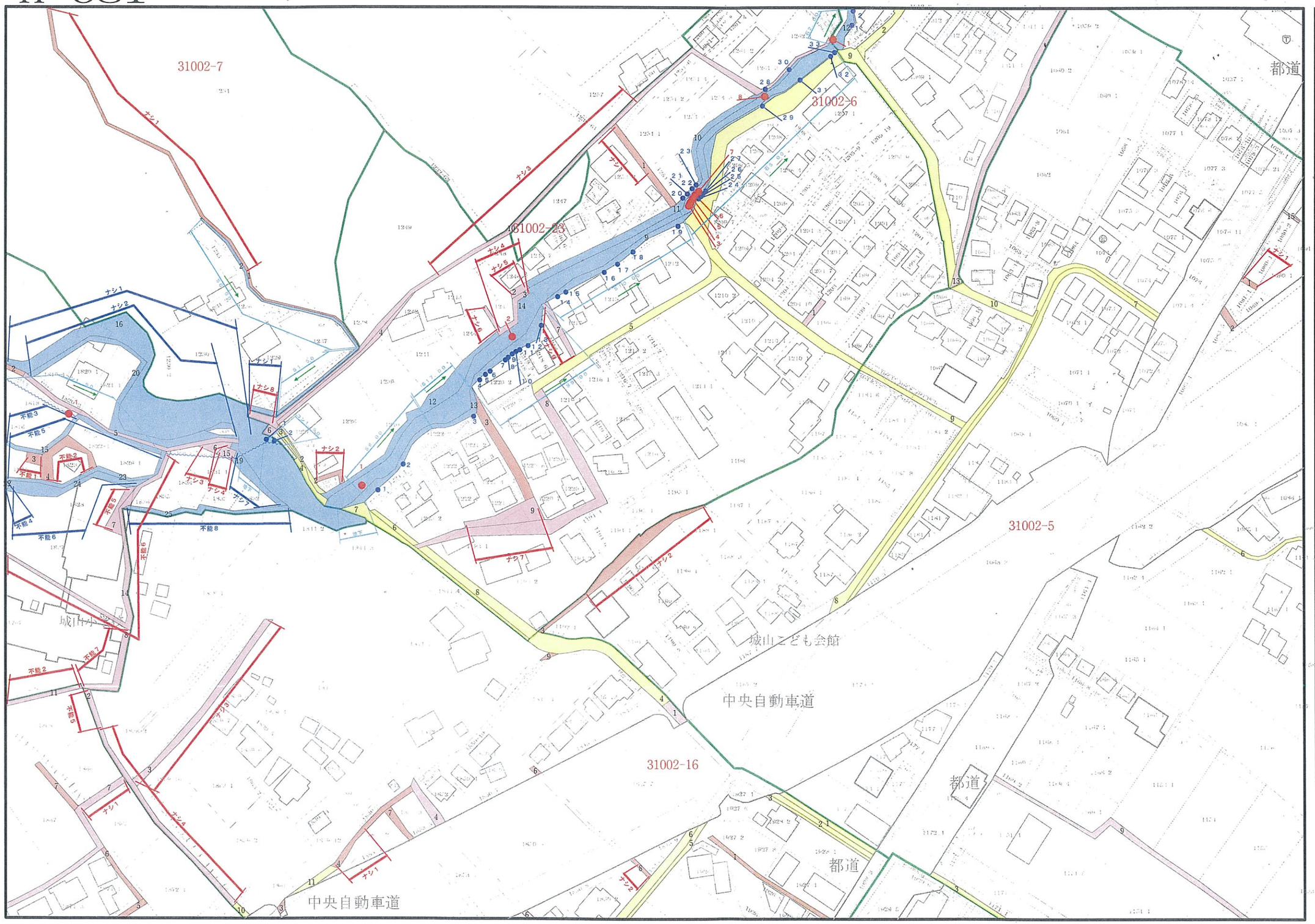

L−080	H−071	H−072
L−090	H−081	H−082
L−100	H−091	H−092

赤　道	
青　道	
市　道	
廃道敷	
市有水路	
占用（橋）	●
占用（他）	●
公図界	
特定番号	03600−10
範囲外	

H−093

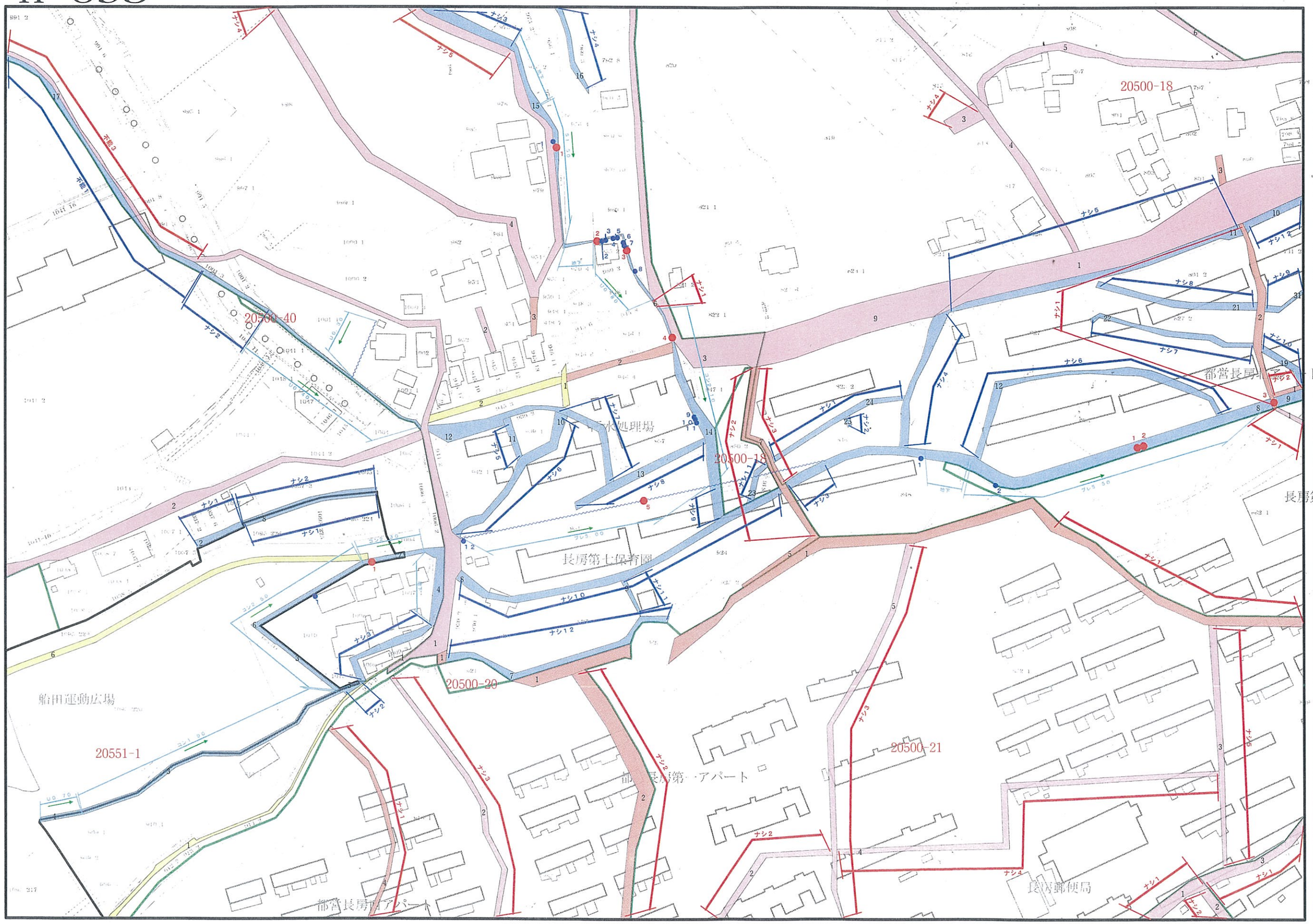

H−082	H−083	H−084
H−092	H−093	H−094
I−002	I−003	I−004

赤　道	
青　道	
市　道	
廃道敷	
市有水路	
占用（橋）	●
占用（他）	●
公図界	
特定番号	03600-10
範囲外	

I−049

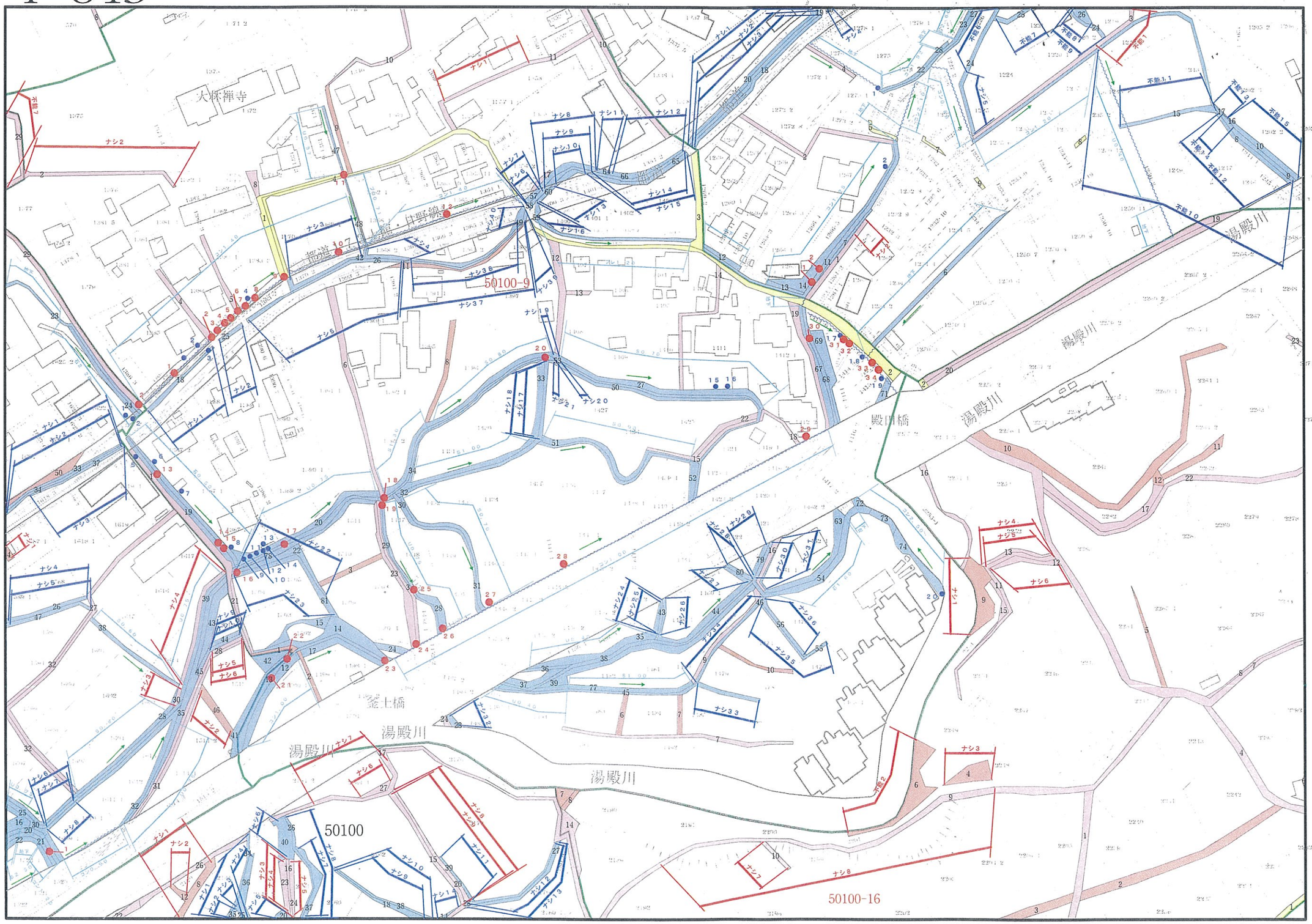

I−038	I−039	I−040
I−048	I−049	I−050
I−058	I−059	I−060

赤　道	
青　道	
市　道	
廃道敷	
市有水路	
占用（橋）	●
占用（他）	●
公図界	
特定番号	03600-10
範囲外	

I−058

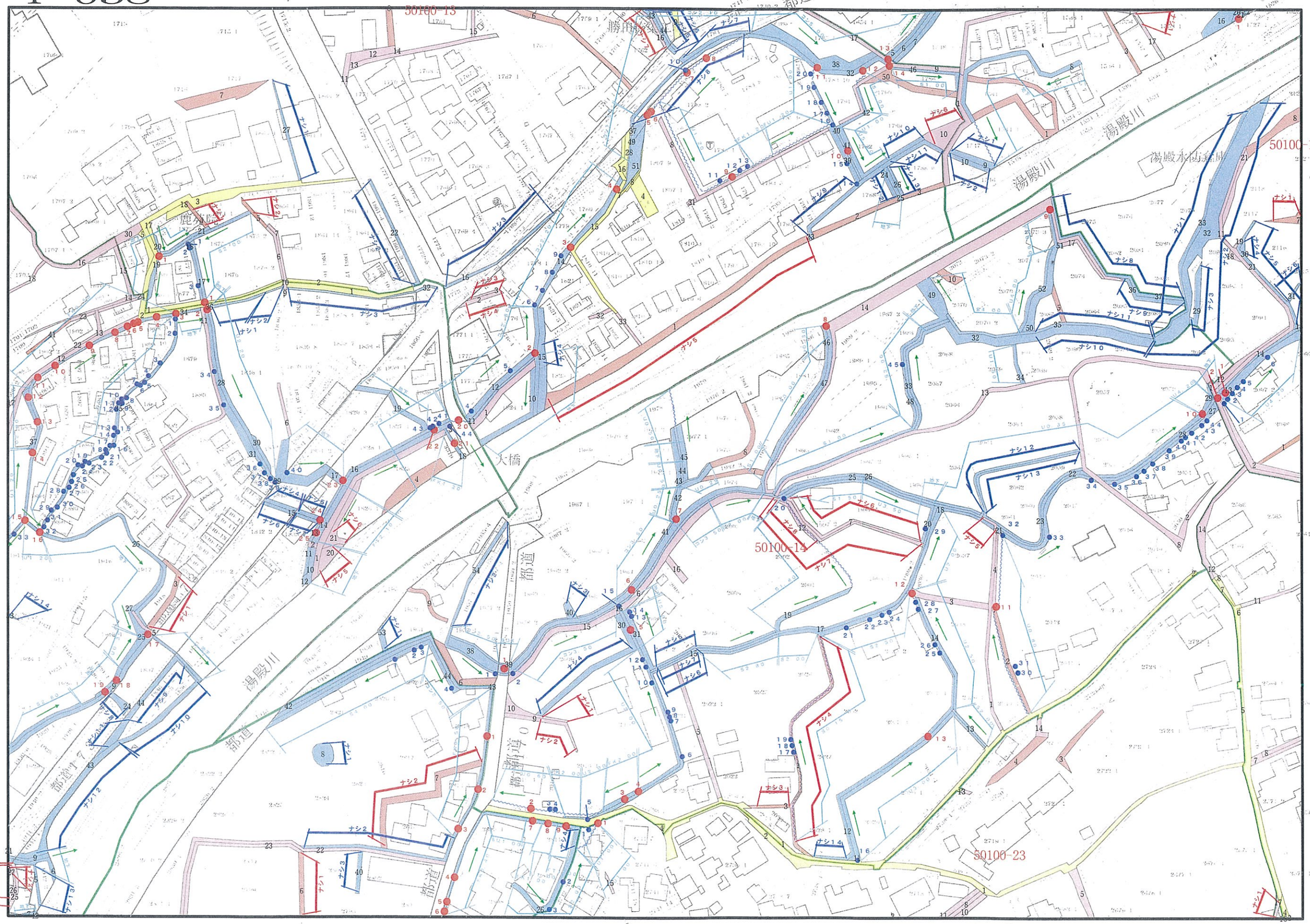

I−047	I−048	I−049
I−057	I−058	I−059
I−067	I−068	I−069

赤　道	
青　道	
市　道	
廃道敷	
市有水路	
占用（橋）	●
占用（他）	●
公図界	
特定番号	03600−10
範囲外	

L−065

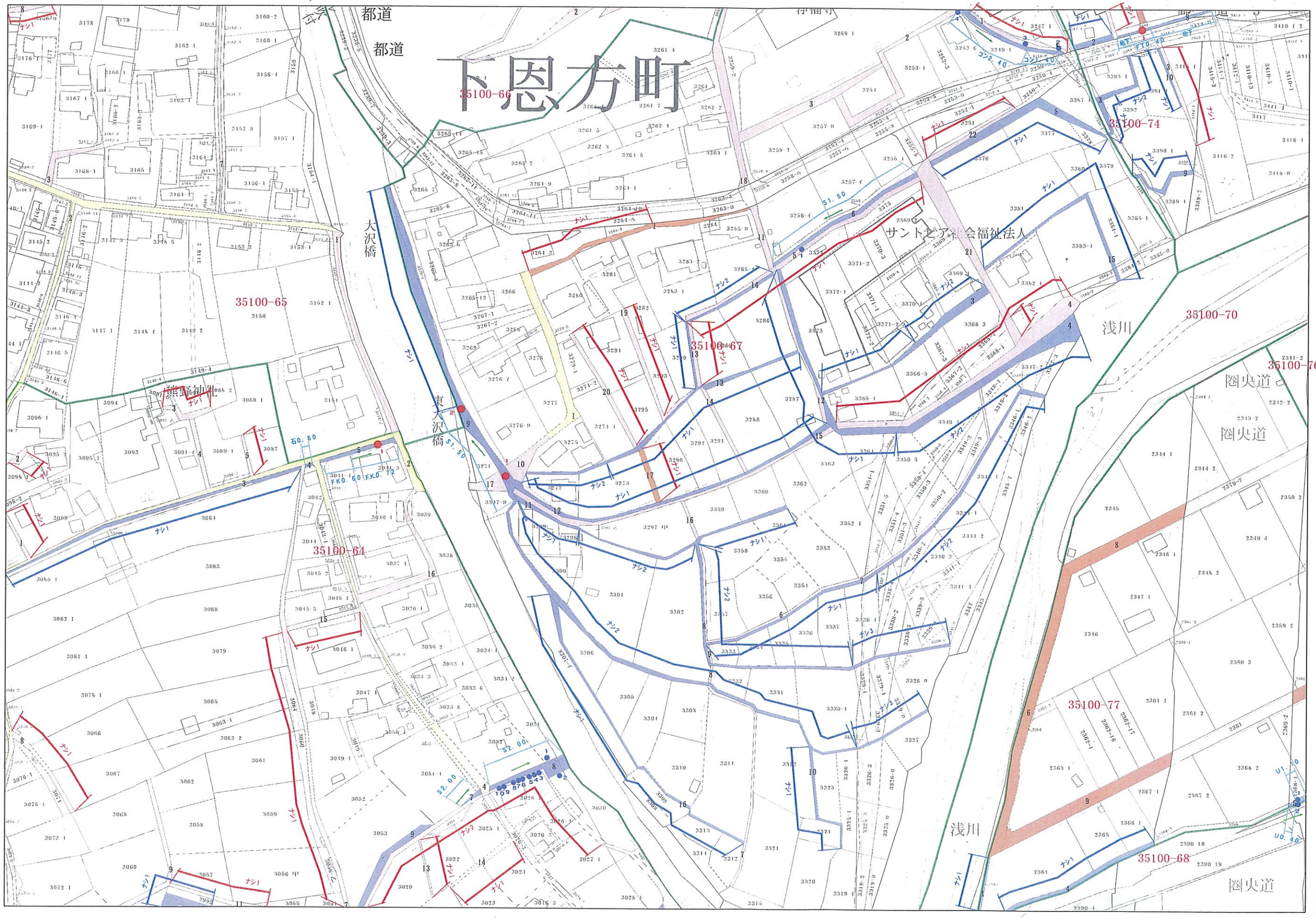

L−054	L−055	L−056
L−064	L−065	L−066
L−074	L−075	L−076

凡	例
赤　道	
青　道	
市　道	
廃道敷	
市有水路	
占用（橋）	●
占用（他）	●
公図界	
特定番号	03600−10
範囲外	

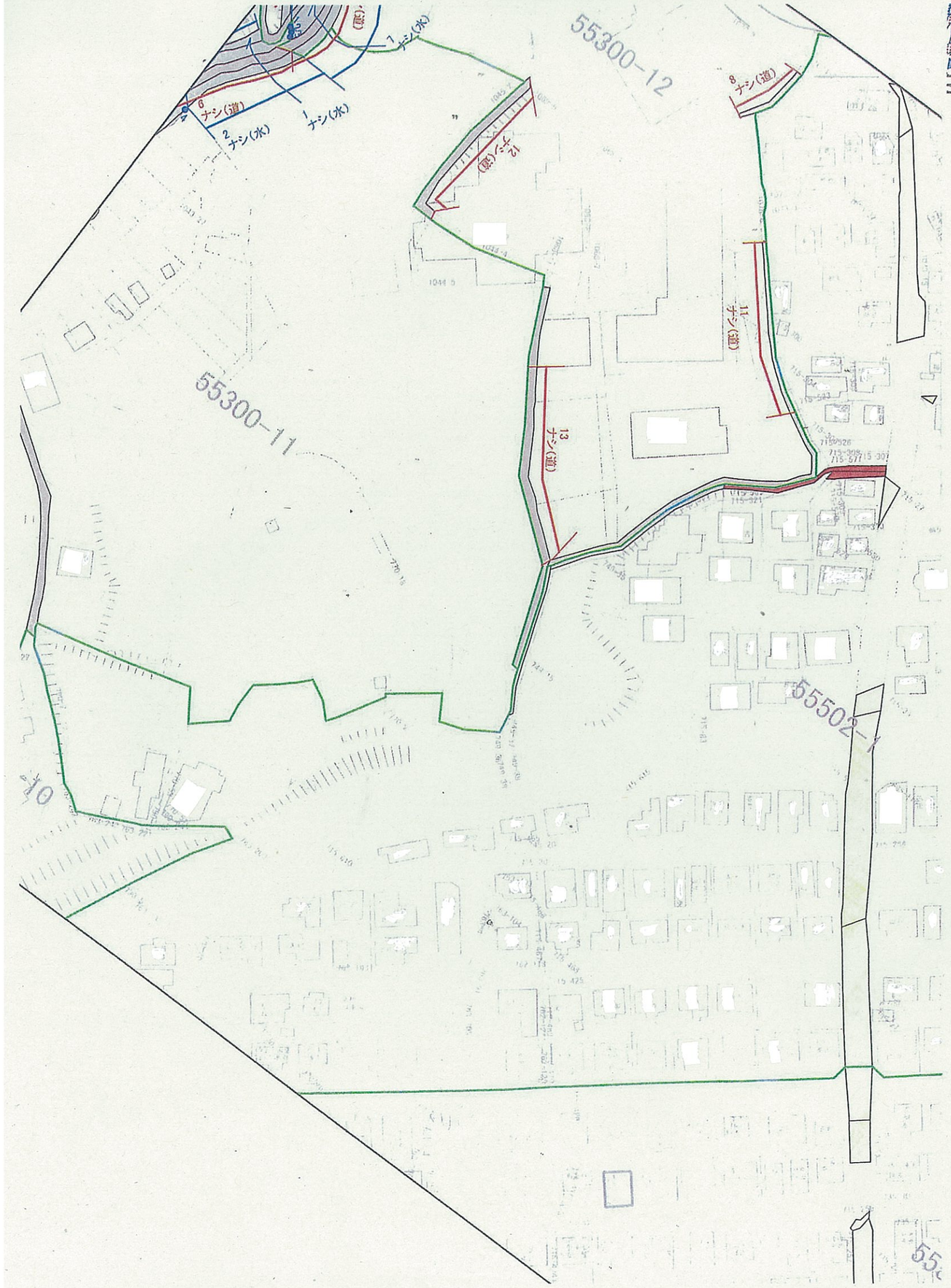
55300-12
55300-11
55502-1
ナシ(水)
ナシ(道)

55502-2に着色

あなたの敷地内に、赤道・水路（公有地）がある方にお知らせします。

みみよりな情報を！

地方分権の推進の一環として、国土交通省（旧建設省）が管理していた国有財産（赤道・水路等）が平成１４年４月１日に譲与され八王子市の財産となりました。このため、赤道・水路等については、市から市民の方へ直接お売りできることになりました。

あなたの所有されている土地の中にある、使われていない赤道・水路等の用地を取得されることにより、土地の権利が整理され相続・譲渡など財産の移動等が円滑になり、土地の有効利用も図られます。

市の財産となりました平成14年度は、処分整理期間として、従来の3割程度価格を軽減してお求めやすくします。

あなたの土地を有効利用するために、お買いになりませんか！

（例）敷地を使われていない赤道（廃道路敷）が、分断している場合

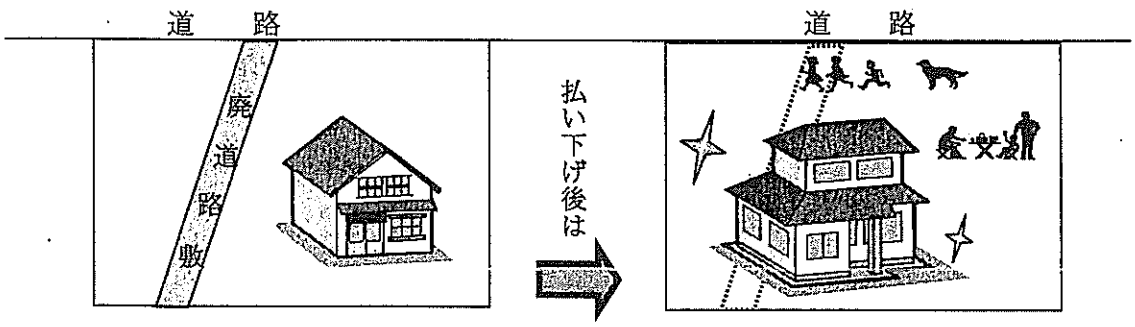

※赤道とは、かつて又は現在も道路として使用されている土地であり、登記所に備え付けられている公図上（旧絵図）で赤色に着色された無番地の長細い土地の通称です。

※水路とは、公図上（旧絵図）で青色に着色された無番地の長細い土地で、昔からある地域の小さな河川の通称です。

連絡先　八王子市役所　７階　建設部建設総務課　財産管理係
直通　０４２６－２０－７３８９
代表　０４２６－２６－３１１１　内線　３５１３・３５１４

○　取得時効事務取扱要領

（平成13年３月30日
財 理 第 1268 号）

改正平成15年２月27日財理第 658号
改正 同 17年３月24日 同 第1111号
改正 同 21年12月22日 同 第5538号
改正 同 24年３月30日 同 第1576号
改正 同 27年４月15日 同 第1906号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

財務省所管普通財産のうち民法（明治29年法律第89号）第162条により取得時効が援用された不動産に関する事務取扱は、下記によることとしたから通知する。
おって、次の通達は廃止する。

１．昭和41年４月21日付蔵国有第1305号「普通財産にかかる取得時効の取扱について」
２．昭和41年６月15日付蔵国有第1640号「国有財産時効確認連絡会の設置運営について」
３．昭和46年７月20日付蔵理第3100号「国有畦畔（二線引）の時効取得申請および時効取得による土地の表示の登記申請における地籍調査の成果の活用について」
４．昭和54年12月５日付蔵理第4479号「国有畦畔に係る取得時効の取扱いの特例について」

記

目　次

第１　定 義
　１．取得時効
　２．申請者
　３．誤信使用財産
　４．不法占拠財産
第２　処理方針
　１．国有畦畔
　２．国有畦畔以外の普通財産
第３　処理手続
　１．提出書類
　２．提出書類の受付

３．提出書類の審査等
４．国有財産時効確認連絡会への付議
５．先例基準による処理
６．取得時効の確認通知
７．台帳整理等
８．会計検査院への報告等
９．登記手続き
10．返還請求等
第４　特例処理
１．提出書類
２．地籍図原図及び地籍簿案の活用による一括処理
別添　国有財産時効確認連絡会設置運営要綱

第１　定　義

１．取得時効

この通達において取得時効とは、民法第 162 条に基づく所有権の取得時効をいう。

２．申請者

この通達において申請者とは、所有権の取得時効を援用しようとする個人又は法人をいう。

３．誤信使用財産

この通達において誤信使用財産とは、平成 13 年３月 30 日付財理第 1267 号「誤信使用財産取扱要領」通達（以下「誤信使用財産取扱要領」という。）第１に定義する誤信使用財産をいう。

４．不法占拠財産

この通達において不法占拠財産とは、平成 13 年３月 30 日付財理第 1266 号「不法占拠財産取扱要領」通達（以下「不法占拠財産取扱要領」という。）第１に定義する不法占拠財産をいう。

第２　処理方針

財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長」という。）は、取得時効が援用された普通財産について、次に定めるところにより、取得時効の成否について国有財産時効確認連絡会（以下「連絡会」という。）に付議し意見を求め、その結果、取得時効の完成が認定された場合においては、国有財産台帳から除却することができるものとし、また取得時効の完成が否認された場合においては、時効中断の措置を講ずるとともに財産の返還請求又は売却等処理の促進を図るものとする。

１．国有畦畔

国有畦畔について取得時効が援用された場合においては、証拠書類等からみて明らか

に取得時効が完成していないと認められるものを除き、可及的速やかに連絡会に付議するものとするほか、後記第３の５に定める先例基準により取得時効の成否を認定することが出来るものとする。

２．国有畦畔以外の普通財産

（１）誤信使用財産

誤信使用財産について取得時効が援用された場合においては、証拠書類等からみて取得時効が完成していると推定されるものは連絡会に付議するものとする。

（２）不法占拠財産

不法占拠財産については、原則として不法占拠財産取扱要領の定めるところにより厳正な処理を行うものとするが、取得時効が援用された場合において、証拠書類等からみて明らかに取得時効が完成していると推定され、財務局長等が連絡会に付議することが相当と認めるものにつき付議するものとする。

第３　処理手続

１．提出書類

取得時効を援用しようとする申請者がある場合において、当該財産の所在地が財務局及び福岡財務支局（以下「財務（支）局」という。）又は沖縄総合事務局の直轄区域内であるときは財務（支）局長又は沖縄総合事務局長、財務事務所の管轄区域内であるときは財務事務所長、また出張所の管轄区域内であるときは財務（支）局出張所長、沖縄総合事務局財務出張所長又は財務事務所出張所長（以下「財務局長等」という。）宛に、次の書類を提出させるものとする。

（１）国有財産時効取得確認申請書（別紙第１－１号様式。以下「１号申請書」という。）

（２）添付資料

次の各号に掲げる書類のうち各々必要なものを前記申請書に添付させる。

ただし、国有畦畔の場合においては、次の①から⑥に掲げるもののほか、財務局長等が必要と認める資料の添付で差し支えないものとする。

① 申請者が取得時効を援用する国有財産（以下「申請財産」という。）の登記事項証明書

ただし、申請財産が旧法定外公共物、国有畦畔及びその他脱落地で国有に属する土地である場合においては、隣接土地の登記事項証明書（必要に応じて閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）

② 申請財産を含む周辺の土地台帳付属地図（申請財産が国有畦畔 である場合においては、旧土地台帳法施行細則（昭和 25 年法務府令第 88 号）第２条に規定する地図の写し）又は不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に定める地図の写し

③ 申請者の住民票の写し（又は商業・法人の登記事項証明書）及び印鑑証明

④ 申請財産の実測図

ただし、国土調査法に基づく地籍調査が実施されている場合においては、地籍図による求積図によることができる。

⑤　隣接土地所有者が所有及び占有する土地でない旨及び境界について隣接土地所有者の異存がない旨を証する書面

⑥　申請財産の沿革及び占有並びに利用状況を証する資料等

ただし、旧法定外公共物の場合においては、申請財産（周辺土地を含む。）が自主占有開始時点で既に長年の間（おおむね 10 年前）公共の用に供されていないことを証する資料を併せて提出させるものとする（例えば、航空写真（占有開始前及び占有開始後）、古老・精通者等の証言等）。

⑦　申請財産上に建物がある場合においては、当該建物の不動産登記簿又は家屋台帳の謄本

⑧　前主の占有を承継している場合においては、その事実を証する戸籍謄本（除籍謄本を含む。）又は契約書の写し等

⑨　その他財務局長等が必要と認める資料

２．提出書類の受付

財務局長等は、申請者より提出書類の送付を受けた場合において、受付印を捺印し受付の整理を行うものとする。

３．提出書類の審査等

（１）財務局長等は、申請者の提出書類を受付けた場合において、取得時効の成否を推定するために必要な事実が１号申請書に記載されているか及び添付資料が整備されているかについて審査するものとする。

また、財務局長等が提出書類によって取得時効の成否を推定することができない場合においては、その補正を求めるとともに必要とされる資料を申請者に追加提出させるものとする。なお、当該審査は、原則として提出書類を受付けた日から２週間以内に行うものとする。

（注１）　旧法定外公共物について取得時効が援用された場合において、当該財産が法定外公共物であった期間は時効取得の目的とならないことに留意したうえで、前記の処理を行うものとする。ただし、事実上用途廃止があったものとみなされ（黙示の公用廃止）、かつ占用料等も徴されていない場合においてはこの限りでない。

（参考１）公共用財産の黙示の公用廃止の４要件（最高裁昭和 51 年 12 月 24 日第二小法廷判決）

①　長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置されていること。

②　公共用財産としての形態、機能を全く喪失していること。

③　その物の上に他人の平穏かつ公然の占有が継続したが、そのため実

際上公の目的が害されるようなことがないこと。

④　もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなったこと。

（参考２）４要件を具備すべき時点

自主占有開始の時点までには４要件に適合する客観的状況が存在していることを要するものと解するのが相当であり、占有開始後時効期間進行中のいずれかの時点ではじめて４要件を具備したというだけでは足りない（島田禮介・最高裁判所判例解説民事篇昭和51年度485頁）。

なお、上記参考１の判決後の下級審判決は、４要件は遅くとも時効取得の起算点である自主占有開始の時点までに存在しなければならないとしている。

（注２）　現況地目が山林又は原野である普通財産については、占有の事実、継続の有無、期間、意思等が明確でなく取得時効の完成を立証することが困難な場合が多く、明らかに取得時効が完成しているものと推定するには極めて慎重を要することに留意する。

（２）財務局長等は、提出書類の審査及び次に掲げる事項を確認するために必要があると認める場合においては、現地を調査し又は関係者の証明若しくは証言を求めるものとする。

①　１号申請書の添付図面が申請財産の現状と合致しているか
境界は判然としているか

②　１号申請書の記載事項に誤りがないか

③　申請財産に建物その他の工作物が含まれている場合においてはその現状及び設置年月日

④　その他財務局長等が必要と認める事項

（３）財務局長等は、前記（２）に定める現地調査を行う場合において、同（１）に定める審査終了後、原則として２週間以内に行うものとする。

なお、財務局長等は、前記（２）の①に定める調査に当たって申請者の立会を求めるものとし、また、第三者の土地に立ち入る必要がある場合においては、昭和33年4月25日付蔵管第1222号「普通財産実態調査事務の処理について」通達の別冊「普通財産実態調査事務処理要領」の第19から第21までの規定を準用するものとする。

（４）財務局長等は、誤信使用財産及び不法占拠財産について前記（１）及び（２）の規定により審査及び現地調査を行った場合において、その結果を「時効確認調査記録カード」（別紙第２号様式）に記録しておくものとする。

（５）財務事務所長又は出張所長が審査及び現地調査を行った場合においては、取得時効の成否にかかわらず、速やかに提出書類の正本に時効確認調査記録カードの写しを添えて財務局長に送付するものとする。

４．連絡会への付議

（1）財務局長は、申請財産に係る取得時効の完成及びその範囲を認定する場合において、連絡会に付議し意見を求めるものとする。

（2）財務局長は、申請者の提出書類を受付した場合において、事前に申請財産の所在地を管轄する法務局長に対し関係資料を送付しあらかじめ審査を求めておくものとする。

（3）財務局長は、法務局長との協議及び法務局における審査を終了した事案について、「国有財産時効確認連絡会議案」（別紙第３号様式）として連絡会に付議するものとする。

（4）財務局長は、連絡会において申請財産に係る取得時効の成否が認定された場合において、その結果等を「国有財産時効確認連絡会議事録」（別紙第４号様式）に記録しておくものとする。

５．先例基準による処理

財務局長は、国有畦畔について取得時効が援用された場合において、次の方法により先例基準を作成し、連絡会への付議を省略し取得時効の成否を認定することができるものとする。

（1）既に連絡会に付議し取得時効の成否について調査審議した類似的先例により、一定の処理基準を作成する。

（2）財務局長が当該処理基準に従った取得時効の成否を認定することについて、連絡会の了承を得る。

６．取得時効の確認通知

（1）財務局長は、申請者に対し次により通知するものとする。

① 申請財産について取得時効の完成が認定された場合

(イ) 当該財産が、国の名義で表示登記されている場合（後記９（２）ただし書きにより登記手続を必要とするものを除く。）においては、別紙第５号様式（その１）による。

(ロ) 当該財産が、国の名義で表示登記されていない場合（後記９（２）ただし書きにより登記手続を必要とするものを含む。）においては、別紙第５号様式（その２）による。

② 申請財産について取得時効の完成が否認された場合

別紙第６号様式による。

（2）財務局長は、前記（1）により申請者に通知した場合において、申請財産が財務事務所又は出張所の管轄区域に所在する場合には、連絡会の議案、議事録及び申請者への通知書の写しを、当該財務事務所長又は出張所長に送付するものとする。

（3）財務事務所長又は出張所長は、前記（2）により送付された資料等に基づき、後記７から９までに定める手続きを行うものとする。

７．台帳整理等

申請財産について連絡会により取得時効の完成が認定された場合においては、当該財産を国有財産台帳から除却するための決議を行ったうえ、次により措置を行うものとする。

（1） 国有財産台帳から当該財産を除却する場合において、異動年月日は決議をした日とし、増減事由用語は「取得時効による喪失」とする。

また、当該財産が国有財産台帳に未記録の場合においては、国有財産台帳に記録した後除却する。

（2） 当該財産の既往使用料相当額は調査決定を行わない。

8．会計検査院への報告等

（1） 取得時効の完成が認定された財産に係る亡失の報告について

① 当該財産が国有畦畔である場合

財務局長は、「普通財産亡失報告書」（別紙第７号様式）により、普通財産取扱規則（昭和40年大蔵省訓令第２号）第51条の規定に従い普通財産の亡失を報告するものとする。

② 当該財産が国有畦畔以外である場合

財務局長は、昭和33年３月28日付蔵管第912号「普通財産の滅失き損の通知について」通達による亡失報告ほか議事録の写しを添えて普通財産の亡失を報告するものとする。

（2） 取得時効の完成が認定された財産に係る証拠書類の提出について

① 当該財産が国有畦畔である場合

財務局長は、普通財産亡失報告書の写しを「計算証明規則」（昭和27年会計検査院規則第３号）第65条第２号に定める調書として証拠書類を提出するものとする。

② 当該財産が国有畦畔以外である場合

前記①を準用するものとする。

9．登記手続き

取得時効の完成が認定された財産は、次により所有権移転登記等の手続きを行うものとする。

（1） 当該財産が、国の名義で保存登記されている場合

財務局長は、申請者に対し、「所有権移転登記嘱託請求書」（別紙第８号様式）に登録免許税現金納付領収書及び住民票又は商業・法人の登記事項証明書を添えて提出させ、登記原因を「時効取得」として所有権移転登記を行い、当該登記完了後は、申請者に対し速やかに登記識別情報を通知する。

ただし、当該財産が取得時効の完成日以後に国の名義で保存登記されていた場合においては、登記原因を「錯誤」として、不動産登記法第77条の規定による保存登記の抹消登記を行う。

（2） 当該財産が、国の名義で保存登記されていないが表示登記されている場合

財務局長は、国の名義で保存登記を行ったうえで、前記（1）本文の手続きを行う。

ただし、当該財産が取得時効の完成日以後に国の名義で表示登記されていた場合においては、不動産登記法第 33 条の規定により申請者において表示登記の更正登記及び保存登記を行わせる。

（3） 当該財産の表示登記が行われていない場合においては、直接、申請者において表示及び保存登記を行わせる。

10. 返還請求等

取得時効の完成が否認されたものについては、誤信使用財産取扱要領又は不法占拠財産取扱要領の定めるところにより速やかに処理するものとする。

第４　特例処理

取得時効を援用された国有畦畔が地籍調査の実施されている地域内に所在する場合においては、前記第３の処理手続によるほか以下の取扱によることができるものとし、これにより事務の簡素化を図るとともに、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査の円滑な実施に寄与するものとする。

１．提出書類

申請者のほか地籍調査実施機関（以下「実施機関」という。）の長等がとりまとめて財務局長等宛に次の書類を提出することができるものとする。

（1） 国有財産時効取得確認申請書（別紙第１－２号様式。以下「２号申請書」という。）

（2） 添付資料

前記第３の１の（2）を準用する。

ただし、同⑤については、これに代わると認められる書面を実施機関が作成している場合においては当該書面を利用して差し支えない。

２．地籍図原図及び地籍簿案の活用による一括処理

国有畦畔が国土調査法第２条第５項に規定する地籍調査を実施中の地域に所在する場合で、地籍図原図（地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 41 条に規定する地籍図原図をいう。以下同じ。）及び地籍簿案（準則第 88 条第１項に規定する地籍簿案をいう。以下同じ。）が作成された場合には、次によることができるものとする。

（1） 添付資料の省略

① 前記第３の１の（2）の①から④に係る資料（隣接本地に係る登記事項証明書を除く。）

財務局長等は、申請者から地籍図原図及び地籍簿案の写しを活用する旨の申出があった場合において（実施機関が提出書類をとりまとめて提出する場合を含む。）、実施機関に対しこれら資料の送付を依頼し、実施機関から当該資料が送付された場合においては、添付資料のうち前記第３の１の（2）の①から④の添付を必要としない。ただし、同①のうち隣接本地に係る登記事項証明書は添付を必要とする。

なお、地籍図原図及び地籍簿案の写しは、証拠として保存する必要があるので、実施機関の原本証明を受けたものでなければならない。

② 前記第３の１の(２)の①のうち隣接本地に係る登記事項証明書

次のいずれかで市町村長の協力が得られる場合には当該登記事項証明書の添付を省略できる。

(ｲ) 市町村長から「時効取得確認申請財産の隣接本地に係る登記一覧表」（別紙第９号様式）（以下「一覧表」という。）の送付があった場合

なお、２号申請書別添記載事項のうち、一覧表では確認できないが隣接本地に係る登記事項証明書により確認できる事項（申請者以外の者の占有開始の状況及び占有承継に関する事項）については、財務局職員が登記事項証明書を徴し、一覧表に添付する。

(ﾛ) ２号申請書別添記載事項について相違がない旨の市町村長の確認が得られた場合（欄外に「上記記載事項について相違がないことを確認する。○○市町村長○○○○印」との記入を求めること）

（２）取得時効の確認通知

① 申請者に対する通知

財務局長は、地籍図原図及び地籍簿案の写しに記載された国有畦畔の取得時効が完成していることを確認した場合において、「国有財産に係る時効取得の確認について」（別紙第 10 号様式）により申請者に対し通知するものとする。

② 実施機関に対する通知

財務局長は、前記①により申請者に対し通知した場合において、「国有財産に係る時効取得の確認について」（別紙第 11 号様式）により実施機関に対し通知するものとする。

③ その他

前記①及び②の通知は、実施機関が提出書類をとりまとめて提出している場合でかつ実施機関から申出があった場合において、実施機関を経由して送付して差し支えない。

（３）その他

① 提出書類の受付及び審査等に係る事務

提出書類の受付及び審査等に係る事務は、前記第３に掲げる規定を準用する。

ただし、現地調査が行われる場合で、立会に非常に多くの事務量を要する場合においては、事前に境界の確認に関する基本的な事項を打合せし、現地における境界の確認について、実施機関の判断を尊重して差し支えない。

② 一括処理により申請のなかった場合の取扱い

一括処理後に取得時効確認申請がされた場合においては、一括処理とは切離して取得時効の成否を審査のうえ判断するものとする。

別添

国有財産時効確認連絡会設置運営要綱

1．普通財産に係る取得時効の成否を調査審議するため、財務局に国有財産時効確認連絡会（以下「連絡会」という。）を設ける。

2．連絡会は、財務（支）局管財部長（又は沖縄総合事務局財務部長）及び法務局訟務部長をもって構成する。

3．連絡会は、普通財産について取得時効を援用しようとする者から財務局長あてに時効確認申請のあった事案について、提出書類及び財務局長が調査及び収集した資料に基づき調査審議するものとする。

4．連絡会は、財務局長の要請により開催するものとする。

5．連絡会に付議する議案及び関係資料は、必ず事前に法務局に送付するものとする。

6．連絡会を開催したときは議事録を作成するものとし、議事録には、開催の日時及び場所並びに出席者のほか、協議事項の内容その他重要事項を記録するものとする。

○法定外公共物の譲与契約の取扱いについて

（平成22年5月21日
財理第 2143 号）

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第113条による、国有財産特別措置法第5条第1項第5号（以下「特別措置法」という。）の規定に基づく市町村長（都の特別区を含む。以下同じ。）との譲与済財産に係る国有財産譲与契約の一部変更（取消）（以下「一部変更契約」という。）の取扱いについては、下記によることとしたので、通知する。

記

1　基本的な考え方

国有財産特別措置法第5条第1項第5号に基づく法定外公共物の対象財産の特定については、市町村の判断を最大限尊重し譲与事務を行ってきたところである。

このため、市町村から一部変更契約を求められ、これに応ずる場合は、市町村が譲与要件を満たしていない事実を明らかにする必要がある。

なお、一部変更契約を行う場合には、その変更理由を十分審査し適切に行うものとする。

2　一部変更契約に係る取扱い

財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）、財務事務所長又は出張所長（以下「財務局長等」という。）は、民有地又は他省庁所管財産等を誤って譲与していた事実が確認された場合は、一部変更契約を行うものとする。

なお、市町村が譲与申請時に機能喪失していた財産（機能回復の可能性がなかった財産を含む。以下「機能喪失財産等」という。）を誤って申請し、財務局長等が譲与していた場合は、特定番号毎の財産を一物件として、以下の事項に留意の上、その妥当性について審査し譲与契約の一部変更を行うものとする。

(1)　審査基準

機能喪失財産等を誤って市町村が譲与申請し、財務局長等が譲与していた場合は、市町村から提出された国有財産譲与契約の一部変更申請書及び添付資料により、以下の要件を確認するものとする。

イ　市町村が譲与申請時に譲与の要件を満たさなかった事実を明らかにしたこと。

ロ　一部変更申請財産（特定番号毎）について、譲与契約以降、訴訟係属、境界確定の協議又は財産の一部売却処分等を行っていないこと。

（注）上記ロの要件に該当しない財産については、譲与後の事情により、①所有者として訴訟係属中であること、②所有者として境界確定の協議を行っていること、また、当該財産の一部を用途廃止し売却処分等を行っていることなどから、市町村が譲与申請時において、機能を有すると判断し財産の譲与を受けたものとみなし、一部変更契約の対象財産とはならないことに留意。

(2)　国有財産譲与契約の一部変更契約書の締結

財務局長等は、市町村長から国有財産譲与契約の一部変更申請書（様式１）、同申請書に添付された国有財産一覧表（様式２）及び変更理由書（様式３）の提出を受け、その審査をした上で国有財産譲与契約書の一部変更契約書（様式４）を締結し、国有財産譲与契約書の一部変更契約書に押印（2 部）の後、1 部を市区町村長に送付するものとする。